

臨時株主総会招集のご通知に際しての インターネット開示事項

株式会社りそなホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等……P.1～P.71

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kmfg.co.jp/>）に掲載しているものです。

株式会社関西みらいフィナンシャルグループ

証券コード7321

1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

イ 企業集団の主要な事業内容

当グループが営む事業の大部分は銀行・信託業務が占めており、その他の業務としては、ファクタリング業務、クレジットカード業務、ベンチャーキャピタル業務、投資運用業務、投資助言・代理業務などの金融関連業務を行っております。

【りそなグループ事業系統図】



ロ 金融経済環境

当連結会計年度の日本経済は、海外経済の減速や米中貿易摩擦の影響もあり外需の弱さが続くなか、下半期にかけては台風災害や消費増税の影響で内需も弱含みとなりました。年度末にかけては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うインバウンド需要の減少や外出自粛の動きによる消費の低迷が日本経済の更なる下押し要因となりました。消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比は0%台の推移が続きました。

海外経済は、中国経済の減速や世界的に製造業が弱含む中で、年後半にかけて弱さがみられました。米中貿易摩擦が緩和すると持ち直しに転じましたが、年度末にかけて新型コロナウイルス感染症が世界的に広がる中で、各国で都市封鎖等の措置が講じられ、経済環境は急速に悪化しました。米国では雇用調整が急速に進むとともに失業率が上昇し、また欧州でも景況感の悪化が鮮明となりました。

金融市場では、米中通商協議の合意や世界経済持ち直しへの期待が広がるとリスク選好の動きが強まりましたが、2月以降は新型コロナウイルス感染症の影響が顕著となり、年度末にかけて、リスク回避の動きとともに市場のボラティリティが急速に高まりました。株式市場では、日経平均株価が12月に一時24,000円台を回復し、米国株は連日の史上最高値更新が続きNYダウが30,000ドルに迫りましたが、年度末にかけては大幅に下落し、一時は日経平均が16,000円台、NYダウが18,000ドル台をつける場面もありました。米国長期金利は、FRB（米連邦準備制度理事会）が2008年以来の利下げに踏み切るなかで低下基調を辿り、年度末にかけ利下げの思惑が一段と高まると、一時0.3%台まで金利低下が進みました。FRBは年度で計2.25%の利下げを実施し、実質的なゼロ金利政策に踏み切りました。

日本長期金利は、追加金融緩和の思惑から8月には△0.3%に迫りましたが、緩和観測後退とともに金利は上昇し、年度末には米金利に連れて上下したものの0%近辺での動きとなりました。ドル円は総じて狭いレンジ内の推移が続いたものの、年度末にかけてはボラティリティが急速に高まり101～112円台で乱高下しました。

Ⅷ 企業集団の事業の経過及び成果並びに対処すべき課題

(事業の経過及び成果)

当グループは、2018年11月に「2030年SDGs達成に向けたコミットメント(Resona Sustainability Challenge2030)」(以下、「RSC2030」)を公表し、金融サービスを通じて、活力あふれる地域社会を実現していくことを宣言しました。RSC2030では、りそなの強みを活かし、本業を通じて解決に貢献できる社会課題として、「地域」「少子高齢化」「環境」「人権」の4項目を特定し、それぞれの解決に向けた取り組みを進めております。

また、前中期経営計画(Change to the “Next”)の最終年度である2019年度も、「オムニ・チャンネル」の進化、26,000名の「オムニ・アドバイザー」の育成、「オムニ・リージョナル」体制の確立、を基本戦略に掲げ、「次世代リテール金融サービスモデル」を構築するとともに、「成長・再生・承継ソリューション」(法人のお客さま)と「トータルライフソリューション」(個人のお客さま)を軸としたビジネス戦略を展開してまいりました。

具体的なビジネス展開としては、お客さまの資産の成長と、その先にある未来社会への貢献を同時に実現していく仕組みとして、「みらいE-usプロジェクト」を2019年10月に開始いたしました。また、環境改善に資する事業資金の調達を目的として法人のお客さまが発行する「私募グリーンボンド」を、2020年2月に当グループとして初めて引き受けいたしました。こうした取り組みを通じて、お客さまとともに、次世代の教育や、社会全体の環境負荷低減への貢献を目指してまいりました。

また、他金融機関との協働を通じた初の試みとして、めぶきフィナンシャルグループとのデジタル分野における共同研究を、2020年2月に開始いたしました。当グループが持つグループアプリのプラットフォームを活用し、各地域に強固な地盤を持つ両社が共同研究を行うことで、より利便性の高いサービスの開発を目指してまいります。

今後も、金融サービスを通じて、お客さまとともに、SDGs達成に向けた取り組みを積極的に展開してまいります。

以上の経過を踏まえ、今期の業績は以下のとおりとなりました。

りそなホールディングス連結

	2018年度	2019年度
経 常 利 益	2,030億円	2,142億円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,751億円	1,524億円

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

業務粗利益は6,586億円と前期比145億円増加しました。このうち、資金利益については有価証券利息配当金は増加しましたが、国内の預貸金利益が預貸金利回り差の低下等により減少し、前期比47億円減少の4,311億円となりました。役務取引等利益については住宅ローンに係るフィー収益や決済関連業務に係るフィー収益は増加しましたが、投資信託や保険等の金融商品販売に係るフィー収益の減少等により前期比34億円減少し1,711億円となりました。一方、その他業務利益は、債券関係損益（先物込）が増加したこと等により前期比242億円増加し325億円となりました。営業経費は人件費、物件費ともに減少して、前期比129億円減少の4,265億円となりました。その他経常利益では、株式等関係損益（先物込）は前期比22億円増加し93億円の利益となりましたが、与信費用は一定の債権に対する追加引当を実施したことや前期に計上した大口の戻入益の剥落等により前期比216億円増加し229億円となりました。また、前期に計上した株式会社関西みらいフィナンシャルグループ統合に伴う負ののれん発生益等の剥落などにより特別利益が減少し、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比227億円減少して1,524億円となりました。財政状態については、連結総資産は前期末比1兆4,023億円増加して60兆5,124億円となりました。貸出金は住宅ローンや中小企業向けが伸び、前期末比5,110億円増加して36兆6,455億円に、現金預け金は前期末比4,809億円増加して15兆3,295億円に、有価証券は株式は減少しましたが債券等が増加して、前期末比1,677億円増加の5兆5,556億円となりました。負債の部では、預金が個人向け法人向けともに伸び、前期末比1兆8,013億円増加して52兆9,099億円となりましたが、譲渡性預金が前期末比2,525億円減少して9,428億円となりました。純資産の部は前期末比396億円減少して2兆3,165億円となりました。

また、信託財産は前期末比5,977億円増加して28兆4,506億円となりました。

なお、今年度までの中期経営計画における当グループが目標とする主な経営指標の実績は以下のとおりとなりました。

	目標値	2019年度
親会社株主に帰属する当期純利益	1,700億円	1,524億円
連結フィー収益比率	30%台前半	28.8%
連結経費率	60%程度	63.3%
株主資本ROE	10%以上	8.91%
普通株式等Tier 1 比率 (その他有価証券評価差額金除き)	9%程度	10.54%

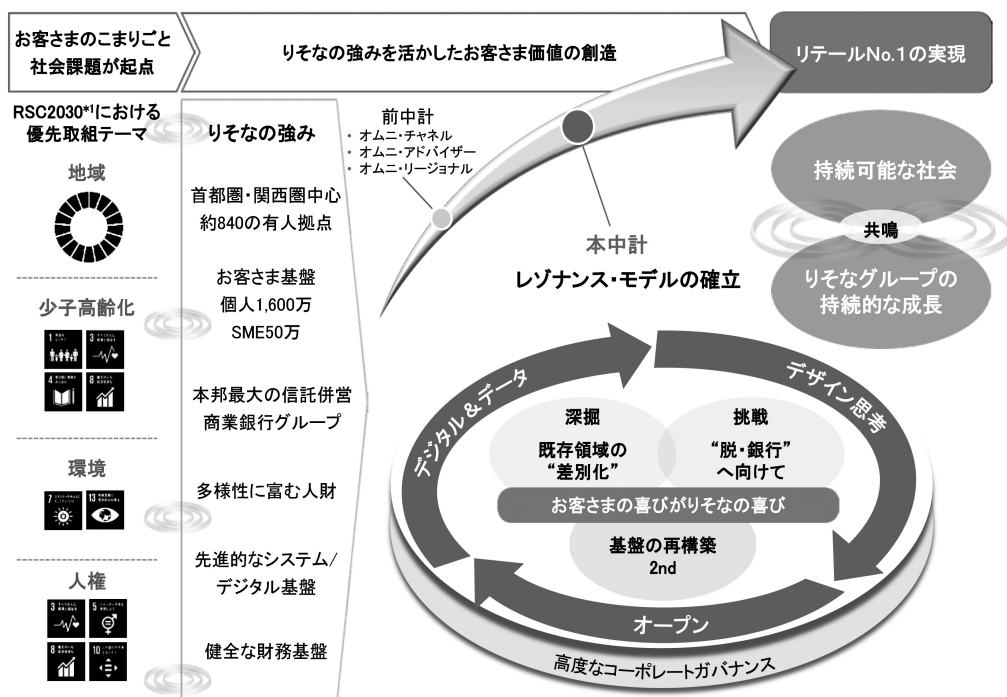
(対処すべき課題)

我が国においては、人口減少・高齢化の進展や急速なデジタル化、お客さまの行動多様化の継続など、不可逆的な社会構造変化が加速しています。また、マイナス金利政策の長期化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響は世界経済にまで拡大し、日本においても人の移動制限による消費活動の停滞、社会的制限による生産活動の停止等、景気動向に大きな影響を及ぼしています。

前中期経営計画では、基本戦略として3つのオムニ戦略を掲げ、関西みらいフィナンシャルグループのスピード感ある統合や、りそなグループアプリ、りそなキャッシュレス・プラットフォーム等の新たなサービスの提供に着手するなど一定の成果が出ている一方で、ストック型フィー収益増強とローコスト運営を両立する収益構造改革は道半ばであると認識しております。

上述の環境・状況変化が中長期的にも予想され、また想定外の事態が発生する中において、当グループでは、従来型のビジネスモデルを時代の変化へ適合させることを通じて、中長期的に『持続可能な社会への貢献』と「自らの持続的な成長」の両立』を目指すことが不可欠であると考え、その目指す姿の実現に向けて、2020年5月に、2022年度までを新たな計画期間とする中期経営計画（以下「本計画」という。）を公表いたしました。

グループのビジョンと経営計画の位置づけ



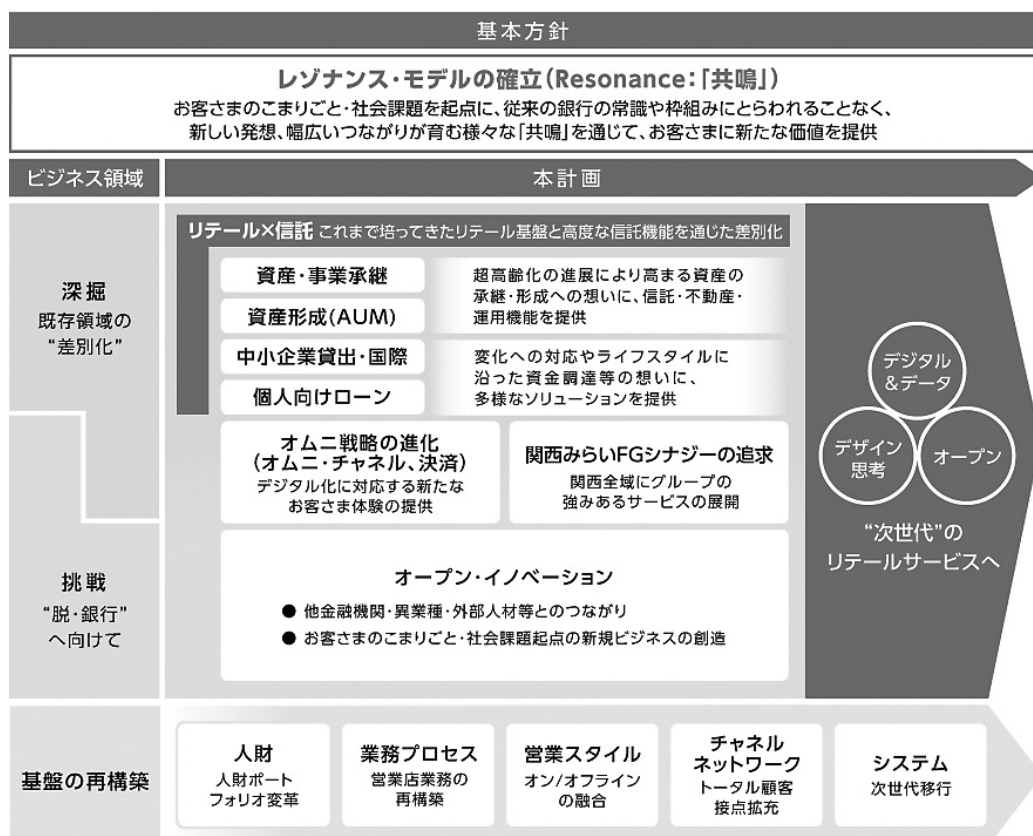
*1. '18/11公表 2030年SDGs達成に向けたコミットメント(Resona Sustainability Challenge 2030)

中期経営計画について

本計画は、お客さまのこまりごとや社会課題を起点に、従来の銀行の常識や枠組みにとらわれることなく、様々な「共鳴」を通じてお客さまに新たな価値を提供する、「レゾナンス・モデルの確立」を基本方針と決めました。

本計画においても、「お客さまの喜びがりそなの喜び」という基本姿勢を貫き、引き続き「リテールNo.1」の実現に向け、グループの総力をあげて取り組んでまいります。

中期経営計画の全体像



① 基本方針

レゾナンス・モデルの確立とは、お客さまのこまりごと・社会課題を起点に、従来の銀行の常識や枠組みにとらわれることなく、新しい発想、幅広いつながりが育む様々な「共鳴」を通じて、時代の変化に適合し、お客さまに新たな価値を提供することです。レゾナンス・モデルに従業員一人ひとりが意識・行動する軸に据え、本計画を実現してまいります。

(ア) お客さまのこまりごと・社会課題を起点

- 当グループの事業活動のすべてを、お客さまが漠然と抱えるこまりごとや社会課題を起点にとらえなおす
- 「何に」こまっているかだけでなく、「なぜ」にこだわり、どのように解消するかを考え続ける
- ライフスタイル・ライフサイクル・イベント・日常の変化をベースに、部分的な「点」から、連続的な「線」としてお客さまとの関係をとらえなおし、金融にとどまらない多様なサービスを提供する

(イ) 新しい発想、幅広いつながりが育む様々な「共鳴」

- デジタル化加速等の社会構造変化を踏まえ、従来型ビジネスモデルに3つのドライバー（※）を融合させることで、ビジネスモデル・経営基盤を時代の変化に適合させる
- 時代の変化スピードは想定以上に早いことを意識し、これまでにないスピードで戦略・施策を実現させるための仕組み、組織、人材、方法を考える

（※）3つのドライバー

当グループがリテールにフォーカスし、長年培ってきたお客さまとの揺るぎないリレーションを基軸に、「デジタル&データ」「デザイン思考」「オープン」をドライバーとして、ビジネスモデル・経営基盤を次世代化してまいります

② ビジネス領域

伝統的な間接金融業務（信託＋商業銀行）を徹底的に“差別化”する「深掘」と、“脱・銀行”へ向けた新たな発想で取り組む新規ビジネスへの「挑戦」を通じて、中長期的に次世代のリテールサービスを提供するグループへと進化を遂げるとともに、収益構造改革を実現してまいります。

(ア) 深掘

- 当グループの特質的強みであるリテール営業・基盤、高度な信託機能を最大限に活かした「承継分野」、前中計において先鋭的に取り組んできたオムニ戦略の「さらなる進化」に注力する
- 関西みらいフィナンシャルグループの営業基盤である関西全域において、当グループの強みある機能やサービスを展開し、グループシナジーを追求する

(イ) 挑戦（オープン・イノベーション）

- 新しい発想と、幅広いつながりを通じて、お客さまや社会に対して新たな価値を提供するとともに、当グループとしてのビジネスの幅を広げ、収益機会の多様化を目指す
- お客さまのこまりごと・社会課題を起点に、「他金融機関・異業種・外部人材・地域とのつながり」、「銀行業高度化等会社の枠組み」や組織横断の専担チーム「クロス・ファンクショナル・チーム」を活用し、当グループの優位性を発揮できる新規ビジネスの創造に取り組む

③ 基盤の再構築

ビジネスの「深掘」と「挑戦」の実現には、リテールに内在する高コスト体質を打破し、経営資源を適正に配分することが必要不可欠です。3つのドライバーを軸に、ビジネスモデル・経営基盤を再構築し、営業力強化と生産性向上に取り組んでまいります。

(ア) 人財

- 多様性・専門性を重視した人財ポートフォリオへの変革（複線型人事制度の導入：専門人財の育成採用、全員コンサルティング営業に向けたオムニ・アドバイザー育成とリカレント教育）
 - ・デジタル・IT人財1,000名体制

(イ) 業務プロセス

- 業務プロセスの断捨離、発想の転換とデジタル化による再構築（営業店業務、法人・融資業務）
 - ・これまでのりそなの成長を事務面から支えた10,000名を超える人財のミッション変更
⇒全員コンサルティング体制へ
 - ・生産性向上を通じた事務コストの低減

(ウ) 営業スタイル

- 3年後の全員営業・全員コンサルティング体制への移行
- これまでのフェイストゥフェイスによる良質なデータと、お客さまの日常の高頻度・広範囲のデジタルデータのリアルタイムでの融合とチャンネル間連携
⇒新たな気づき、タイムリーな交渉機会、コミュニケーションの進化

(エ) チャンネルネットワーク

- トータル顧客接点の拡充とチャンネル関連コスト削減の両立
- エリア運営のさらなる深化（エリア再編・各店使命の適正化）をベースに有人チャンネルネットワークの維持・強化による地域との共生と、デジタルやデータとの融合を通じた次世代化の展望
- 業務プロセス改革、ダウンサイジング・リプレイス等を通じた損益分岐点の引き下げ

(オ) システム

- 経営とIT、戦略とITが一体化
⇒テクノロジーの進化を見据えた既存システムの縮小。時代に適応する次世代化システム構築への取り組み
 - ・戦略実行スピード・柔軟性・可用性の大幅な向上
 - ・グループシステムコストの大幅な削減

④ 経営指標

本計画の最終年度における主な経営指標は以下のとおりです。

経営指標		2022年度
中長期的な 収益構造改革の 実現	親会社株主に帰属する当期純利益	1,600億円
	連結フィー収益比率	35%以上
	連結経費率	60%程度
	株主資本ROE ^{*1}	8%程度
	普通株式等Tier1比率 ^{*2}	10%程度
持続可能な 社会の実現	GPIF選定ESG指数(国内株) ^{*3}	全てに採用

【2022年度前提条件：無担保コールO/N △0.05%、10年国債 △0.05%、日経平均株価 23,000円】

^{*1} 親会社株主に帰属する当期純利益 ÷ 株主資本（期首・期末平均） ^{*2} パーゼル3最終化ベース、その他有価証券評価差額金除き

^{*3} FTSE Blossom Japan Index、MSCI ジャパン ESGセレクト・リーダーズ指数、MSCI 日本株女性活躍指数、S&P/JPXカーボン・エフィシエント指数

⑤ 資本政策の方向性

健全性、収益性、株主還元のバランス最適化を追求し、企業価値向上の実現に取り組んでまいります。

(ア) 健全性

本計画の最終年度における自己資本比率の目標水準については、主に以下の3点を踏まえ、現在適用している国内基準において十分な自己資本を確保するとともに、国際統一基準においても、普通株式等Tier1比率（バーゼル3最終化影響反映後・その他有価証券評価差額金を除く）で10%を目指してまいります。

- a. 安定した資金供給・サービス提供等を通じた地域社会・経済発展への一層の貢献
- b. 国際的な目線においても信用力ある金融機関としての資本確保と持続的成長の実現
- c. 投資機会・金融規制への対応に備えた戦略的機動性の確保

(イ) 収益性

資本効率、リスク・コスト・リターンを重視した財務運営の継続に努め、8%を上回るROEの確保を目指してまいります。

(ウ) 株主還元

安定配当を継続するとともに、健全性・収益性とのバランスや成長投資の機会を考慮しつつ、株主還元の拡充に取り組んでまいります。具体的には、総還元性向の水準として、中期的に40%台半ばを目指してまいります。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	(億円)	7,579	7,429	8,607	8,805
経常利益	(億円)	2,262	2,177	2,030	2,142
親会社株主に帰属する当期純利益	(億円)	1,614	2,362	1,751	1,524
包括利益	(億円)	2,377	3,110	1,122	237
純資産	(億円)	19,467	21,029	23,561	23,165
総資産	(億円)	484,561	502,437	591,100	605,124

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 株式会社関西みらいフィナンシャルグループが、2018年4月1日付で株式会社関西アーバン銀行(現、株式会社関西みらい銀行) 及び株式会社みなと銀行を同社の完全子会社としたこと等により、2018年度以降の諸項目は2017年度に比べて増加しております。

ロ 当社の財産及び損益の状況

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
営業収益	(億円)	1,463	746	1,041	1,069
受取配当額	(億円)	1,404	687	982	1,008
銀行業を営む子会社	(億円)	1,403	686	981	859
その他の子会社	(億円)	0	0	0	148
当期純利益	(百万円)	139,710	155,156	98,229	10,566
1株当たり当期純利益	(円)	57.51	65.49	42.41	4.59
総資産	(億円)	13,846	14,113	14,490	14,257
銀行業を営む子会社株式等	(億円)	10,923	9,939	9,939	9,939
その他の子会社株式等	(億円)	248	837	1,895	987

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益から当期優先株式配当金額等を控除した金額を期中平均発行済普通株式数（自己株式及び従業員持株会支援信託ESOPが保有する当社株式を除く）で除して算出しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

イ 企業集団の使用人数

	当年度末		前年度末	
	銀行・信託業務	その他の業務	銀行・信託業務	その他の業務
使用人数	20,093	667	20,983	617

(人)

(注) 使用人数は、就業者数を記載しており、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

ロ 当社の使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,028人	1,002人
平均年齢	46年 1月	45年 11月
平均勤続年数	18年 2月	18年 7月
平均給与月額	532 千円	533 千円

- (注) 1. 当社使用人は全員、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社関西みらい銀行他12社からの出向者です。
2. 平均年齢・平均勤続年数・平均給与月額には株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社関西みらい銀行以外の会社からの出向者は含んでおりません。また、平均勤続年数には株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社関西みらい銀行からの出向者の各社での勤続年数を通算しております。
3. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
4. 平均給与月額は、3月中の時間外勤務手当を含む平均給与月額で賞与を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 企業集団の主要な営業所等の状況

① 銀行・信託業務

株式会社りそな銀行	大阪営業部、東京営業部、他340カ店 (前年度末342カ店)
株式会社埼玉りそな銀行	さいたま営業部、他134カ店(前年度末138カ店)
株式会社関西みらい銀行	心斎橋営業部、他271カ店(前年度末273カ店)
株式会社みなと銀行	本店営業部、他105カ店(前年度末106カ店)

(注) 株式会社関西みらい銀行の前年度末営業所数は、株式会社関西アーバン銀行及び株式会社近畿大阪銀行の合計数であります。

② その他の業務

りそな決済サービス株式会社	本社、他3カ店
りそなカード株式会社	本社、他1カ店
りそなキャピタル株式会社	本社、他1カ店
りそなアセットマネジメント株式会社	本社

回 当社の事務所の状況

事務所名	所在地	設置年月日
東京本社	東京都江東区木場一丁目5番65号 深川ギャザリアW2棟	2010年5月6日
大阪本社	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	2001年12月12日

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

	銀行・信託業務	その他の業務
		(百万円)
設備投資の総額	44,273	759

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

回 重要な設備の新設等

	内 容	金 額
		(百万円)
	ソフトウェア等の導入・更改	20,277
銀行・信託業務	店舗の新築 (埼玉りそな銀行 川越支店他)	1,531
	本部施設等の更新・改修 (関西みらい銀行 心斎橋本社ビル他)	958
	店舗・本部施設等の売却 (りそな銀行 りそな名古屋ビル他)	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金 (百万円)	当社が有する子 会社等の議決権比率 (%)	当社への 配当額 (百万円)
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町 二丁目2番1号	信託業務 銀行業務	1918年 5月15日	279,928	100.00	75,345
株式会社 埼玉りそな銀行	さいたま市浦和区 常盤七丁目4番1号	銀行業務	2002年 8月27日	70,000	100.00	10,640
株式会社 関西みらい銀行	大阪市中央区備後町 二丁目2番1号	銀行業務	1950年 11月24日	38,971	100.00 (100.00)	—
株式会社みなと銀行	神戸市中央区三宮町 二丁目1番1号	銀行業務	1949年 9月6日	39,984	100.00 (100.00)	—
株式会社 関西みらいフィナンシャルグループ	大阪市中央区備後町 二丁目2番1号	銀行持株会社	2017年 11月14日	29,589	51.29	4,768
りそな保証株式会社	さいたま市浦和区 常盤十丁目13番10号	信用保証業務	1975年 5月8日	14,000	100.00	9,999
りそな決済サービス 株式会社	東京都江東区木場 一丁目5番25号	ファクタリング業務	1978年 10月25日	1,000	100.00	—
りそなカード 株式会社	東京都江東区木場 一丁目5番25号	クレジットカード業務 信用保証業務	1983年 2月12日	1,000	77.58	28
りそなキャピタル 株式会社	東京都江東区木場 一丁目5番25号	ベンチャーキャピタル業務	1988年 3月29日	5,049	100.00	—
りそなアセットマネジメント 株式会社	東京都江東区木場 一丁目5番65号	投資運用業務 投資助言・代理業務	2015年 8月3日	1,000	100.00	—
りそな総合研究所 株式会社	大阪市中央区西心斎橋 一丁目2番4号	コンサルティング業務	1986年 10月1日	100	100.00	—
りそなビジネスサービス 株式会社	東京都江東区木場 一丁目5番25号	事務等受託業務 有料職業紹介業務	1987年 10月2日	60	100.00	—
りそなプルダニア銀行 〔P.T. Bank Resona Perdania〕	5th & 6th Floor, Menara Mulia, Jl. Jenderal Gatot Subroto, Kav. 9-11, South Jakarta, 12930, Jakarta, Indonesia	銀行業務	1956年 2月15日	4,050億 インドネシア ルピア 〔2,713 百万円〕	48.43 (48.43)	—
りそなマーチャント バンクアジア 〔Resona Merchant Bank Asia Limited〕	8 Marina View, #32-03 Asia Square Tower 1, Singapore 018960	ファイナンス業務 M & A 業務	1981年 5月19日	194,845 千 シンガポール ドル 〔14,876 百万円〕	100.00 (100.00)	—
JTCホールディングス 株式会社	東京都中央区晴海 一丁目8番11号	銀行持株会社	2018年 10月1日	500	16.66 (16.66)	—
首都圏リース 株式会社	東京都千代田区神田 美土代町9番地1	総合リース業	1976年 4月2日	3,300	20.25	15
ディー・エフ・エル・リース 株式会社	大阪市中央区伏見町 四丁目1番1号	総合リース業	1982年 1月12日	3,700	20.00	—
エヌ・ティ・ティ・ データ・ソフィア株式会社	東京都目黒区目黒 一丁目24番12号	情報処理サービス 業	1983年 10月1日	80	15.00	9
ディアンドアイ情報 システム株式会社	大阪府豊中市新千里西 町一丁目2番13号	情報処理サービス 業	1998年 3月26日	100	15.00	37

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 資本金の円換算額は、決算日の為替相場により算出しております。
 3. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 4. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の()内は内数で、当社が間接的に議決権を保有する比率であります。
 5. 2019年4月1日に株式会社関西アーバン銀行と株式会社近畿大阪銀行は、株式会社近畿大阪銀行を吸収合併存続会社、株式会社関西アーバン銀行を吸収合併消滅会社とする吸収合併をいたしました。同社の社名につきましては同日付で、株式会社関西みらい銀行に変更いたしました。
 6. 2019年4月1日にりそなカード株式会社は、りそなカード株式会社を吸収合併存続会社、株式会社関西アーバン銀行の連結子会社である株式会社関西クレジット・サービスを吸収合併消滅会社とする吸収合併をいたしました。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高	当社への出資状況	
		持株数	議決権比率
	(百万円)		
株式会社りそな銀行	147,091	—	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 会社役員（取締役及び執行役）に関する事項

（１） 会社役員の状況

取締役及び執行役総数23名のうち、男性は19名、女性は4名であり、女性の比率は17%であります。

取締役（年度末現在）

氏 名	担 当	重要な兼職
東 和 浩		株式会社りそな銀行 取締役会長兼代表取締役社長兼執行役員
岩 永 省 一		株式会社りそな銀行 執行役員
福 岡 聡		
南 昌 宏		株式会社りそな銀行 執行役員
磯 野 薫	監 査 委 員	株式会社関西みらいフィナンシャルグループ 取締役
* 佐 貫 葉 子	監査委員長	弁護士（NS綜合法律事務所 所長） 株式会社メディパルホールディングス 社外監査役
* 浦 野 光 人	報酬委員長	HOYA株式会社 社外取締役 株式会社日立物流 社外取締役
* 松 井 忠 三	指名委員長 報酬委員	株式会社松井オフィス 代表取締役社長 株式会社アダストリア 社外取締役 株式会社ネクステージ 社外取締役 フェスタリアホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社エヌ・シー・エヌ 社外取締役
* 佐 藤 英 彦	指 名 委 員 監 査 委 員	弁護士（ひびき法律事務所） 株式会社ぐるなび 社外取締役
* 馬 場 千 晴	監 査 委 員	東北電力株式会社 社外取締役 株式会社ミライト・ホールディングス 社外取締役
* 岩 田 喜美枝	指 名 委 員 報酬委員	東京都 監査委員 住友商事株式会社 社外取締役 味の素株式会社 社外取締役

- (注) 1. *は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 当社は常勤の監査委員に磯野薫を選定しております。常勤の監査委員は、重要な会議への出席、執行部門からの定期的な業務報告聴取等を通じて、日常的に情報収集を行い、それらの情報を監査委員全員と共有することで監査の実効性を確保しております。
 3. 佐貫葉子氏の戸籍上の氏名は、板澤葉子であります。

執行役（年度末現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職
* 東 和 浩	社 長 コーポレートガバナンス事務局担当	前頁記載のとおり
* 岩 永 省 一	グ ル ー プ 戦 略 部 担 当	前頁記載のとおり
* 福 岡 聡	財 務 部 担 当	
南 昌 宏	オムニチャネル戦略部担当 兼コーポレートガバナンス事務局副担当	前頁記載のとおり
池 田 一 義	グ ル ー プ 戦 略 部 (埼玉りそな銀行経営管理) 担当	株式会社埼玉りそな銀行 代表取締役社長
鳥 居 高 行	決 済 事 業 部 担 当	株式会社りそな銀行 専務執行役員
新 屋 和 代	人 材 サ ー ビ ス 部 担 当	株式会社りそな銀行 常務執行役員 株式会社埼玉りそな銀行 執行役員
広 川 正 則	内 部 監 査 部 担 当	株式会社りそな銀行 執行役員
吉 崎 智 雄	デジタル化推進部担当 兼業務サポート部担当 兼ファシリティ管理部担当	株式会社りそな銀行 執行役員 株式会社埼玉りそな銀行 執行役員
野 口 幹 夫	I T 企 画 部 担 当	株式会社りそな銀行 執行役員
石 田 茂 樹	リ ス ク 統 括 部 担 当 兼信用リスク統括部担当	株式会社りそな銀行 執行役員
及 川 久 彦	コンプライアンス統括部担当	株式会社りそな銀行 執行役員
秋 山 浩 一	グループ戦略部（統合推進）担当	
品 田 一 子	コーポレートコミュニケーション部担当	
田 原 英 樹	市 場 企 画 部 担 当	株式会社りそな銀行 執行役員
中 原 元	グ ル ー プ 戦 略 部 副 担 当	

(注) 1. *は代表執行役であります。

2. 東和浩、岩永省一、福岡聡及び南昌宏は取締役を兼務しております。

当年度中の取締役及び執行役の異動

氏 名		地 位	その他
南	昌 宏	取 締 役	2019年6月21日就任
岩	田 喜美枝	社外取締役	2019年6月21日就任
有	馬 利 男	社外取締役	2019年6月21日任期満了による退任

(ご参考)

4月1日付の会社役員の状況は、次のとおりであります。

なお、取締役及び執行役総数25名のうち、男性は20名、女性は5名であり、女性の比率は20%であります。

取締役 (2020年4月1日現在)

氏 名	担 当	重要な兼職
東 和 浩		株式会社りそな銀行 取締役会長
南 昌 宏		株式会社りそな銀行 取締役
磯 野 薫	監 査 委 員	株式会社関西みらいフィナンシャルグループ 取締役
* 佐 貫 葉 子	監査委員長	弁護士 (NS総合法律事務所 所長) 株式会社メディopalホールディングス 社外監査役
* 浦 野 光 人	報酬委員長	HOYA株式会社 社外取締役 株式会社日立物流 社外取締役
* 松 井 忠 三	指名委員長 報酬 委 員	株式会社松井オフィス 代表取締役社長 株式会社アダストリア 社外取締役 株式会社ネクステージ 社外取締役 フェスタリアホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社エヌ・シー・エヌ 社外取締役
* 佐 藤 英 彦	指 名 委 員 監 査 委 員	弁護士 (ひびき法律事務所) 株式会社ぐるなび 社外取締役
* 馬 場 千 晴	監 査 委 員	東北電力株式会社 社外取締役 株式会社ミライト・ホールディングス 社外取締役
* 岩 田 喜美枝	指 名 委 員 報酬 委 員	東京都 監査委員 住友商事株式会社 社外取締役 味の素株式会社 社外取締役

- (注) 1. *は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は常勤の監査委員に磯野薫を選定しております。常勤の監査委員は、重要な会議への出席、執行部門からの定期的な業務報告聴取等を通じて、日常的に情報収集を行い、それらの情報を監査委員全員と共有することで監査の実効性を確保しております。
3. 佐貫葉子氏の戸籍上の氏名は、板澤葉子であります。

執行役 (2020年4月1日現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職
* 南 昌 宏	社長 事業開発・デジタルトランスフォーメーション担当統括	前頁記載のとおり
岩 永 省 一	グ ル ー プ 戦 略 部 (りそな銀行経営管理) 担当	株式会社りそな銀行 代表取締役社長
福 岡 聡	グ ル ー プ 戦 略 部 (埼玉りそな銀行経営管理) 担当	株式会社埼玉りそな銀行 代表取締役社長
鳥 居 高 行	決 済 事 業 部 担 当	株式会社りそな銀行 専務執行役員
新 屋 和 代	人 材 サ ー ビ ス 部 担 当	株式会社りそな銀行 常務執行役員 株式会社埼玉りそな銀行 執行役員
有 明 三樹子	コーポレートガバナンス事務局担当	株式会社りそな銀行 常務執行役員
広 川 正 則	内 部 監 査 部 担 当	株式会社りそな銀行 執行役員
寺 畑 貴 史	デジタル化推進部担当 兼業務サポート部担当 兼ファシリティ管理部担当 兼グループ戦略部 (業務プロセス改革) 担当	株式会社りそな銀行 常務執行役員 株式会社埼玉りそな銀行 執行役員
野 口 幹 夫	I T 企 画 部 担 当 兼オムニチャネル戦略部担当 兼グループ戦略部 (システム改革) 担当	株式会社りそな銀行 常務執行役員
石 田 茂 樹	リ ス ク 統 括 部 担 当 兼信用リスク統括部担当	株式会社りそな銀行 執行役員
及 川 久 彦	コンプライアンス統括部担当	株式会社りそな銀行 執行役員
品 田 一 子	コーポレートコミュニケーション部担当	
田 原 英 樹	市 場 企 画 部 担 当	株式会社りそな銀行 執行役員
中 原 元	グ ル ー プ 戦 略 部 担 当	株式会社りそな銀行 執行役員
南 和 利	グループ戦略部 (法人・融資業務改革) 担当	株式会社りそな銀行 執行役員
太 田 成 信	財 務 部 担 当	
篠 藤 慎 一	コンプライアンス統括部副担当	株式会社りそな銀行 執行役員

- (注) 1. *は代表執行役であります。
2. 南昌宏は取締役を兼務しております。
3. 有明三樹子の戸籍上の氏名は、吉田三樹子であります。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ 当事業年度に係る役員の報酬等

区 分	支給人数	報酬等の総額		
		固定報酬	業績連動報酬	
			現金報酬	業績連動型 株式報酬
	(人)			(百万円)
取締役	8 (8)	112 (112)	— (—)	— (—)
執行役	15 (16)	262 (472)	193 (349)	60 (111)
計	23 (24)	374 (584)	306 (461)	60 (111)

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 支給人数は、2019年度在籍役員のうち報酬を支給した役員の数を表示しており、2019年6月21日に就任した取締役1名及び同日をもって退任した取締役1名ならびに2020年3月31日をもって辞任した執行役4名を含んでおります。
3. 年度末現在の人員は、取締役11名、執行役16名で、内4名は取締役と執行役を兼務しております。
4. 取締役と執行役を兼務する者については、取締役としての報酬は支給しておりません。
5. 固定報酬は、役職位別報酬及び職責加算報酬を含んでおります。
6. 業績連動型株式報酬は、株価変動等を踏まえ当事業年度中に会計上費用計上された金額を記載しております。
7. 本表記載のほか、将来において業績連動型株式報酬の支給を受ける予定の退任役員6名につき、過年度に費用計上した金額の株価の変動に伴う引当金戻入額は2,831千円であります。
8. () 内は当社役員のうち連結子会社の役員（執行役員を含む）を兼任する者について、当社役員としての報酬等のほか兼任期間中に当該連結子会社の役員（執行役員を含む）として受けた報酬等を加えたもの(連結報酬等の総額)を合算した金額及びその支給人数であります。なお、当社執行役のうち、子会社である埼玉りそな銀行の代表取締役社長を兼務する1名については、執行役としての報酬を支給しておりません。
9. 当社役員には、連結報酬等の総額が1億円以上となる者はおりません。

ロ 取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

[基本的な考え方]

- ・ 取締役及び執行役の報酬等は、報酬委員会が客観性及び透明性をもって適切に決定します。
- ・ 取締役の報酬は、執行役に対する健全な監督を重視した報酬体系とします。
- ・ 執行役の報酬は、業務執行に対するインセンティブの維持・向上を図るため業績連動する比率を重視した体系とします。さらに、執行役が受ける報酬は、当グループの持続的な成長及び中長期的な株主価値増大に向けたインセンティブを高めることを狙いとして、業績連動型株式報酬を含む体系とします。

取締役及び執行役の報酬体系は以下のとおりです。

① 取締役の報酬体系

取締役の報酬は、役職位別報酬及び職責加算報酬の現金報酬で構成します。

なお、執行役に対する監督をより健全に機能させるため、業績連動報酬は2017年6月をもって廃止しました。

(ア) 役職位別報酬（固定報酬）

役職位毎の職責の大きさに応じて支給します。

(イ) 職責加算報酬（固定報酬）

指名、報酬及び監査の各委員会の構成員である社外取締役に対しては、各委員としての職責に応じた報酬を加算します。

② 執行役の報酬体系

執行役の報酬は、役職位別報酬と業績連動報酬で構成します。さらに業績連動報酬は、単年度の業績等に応じた現金報酬と中長期の業績等に応じた業績連動型株式報酬にて構成します。

各報酬の構成比は、業務執行に対するインセンティブの維持・向上を図るため、業績連動報酬を相応に重視した割合とし、原則として以下のとおりとします。また上位の役職位は業績連動部分の構成比をより重視した割合とします。

なお、取締役を兼務する執行役については、執行役としての報酬のみを支給します。

役職位別報酬 (固定報酬)	業績連動報酬（標準額） (変動報酬)		合計
現金報酬	現金報酬 (年次インセンティブ)	業績連動型株式報酬 (中長期インセンティブ)	
50～60%	20～25%	20～25%	100%

・上記比率は、業績連動報酬における標準額（※）の比率

※標準額とは、現金報酬においては前年度の業績の目標達成率が概ね100%の場合に支給される額であり、業績連動型株式報酬においては、中期経営計画最終年度の連結ROEが目標を大きく超過（15%程度）した場合の1年あたりの支給額相当であります。

(ア) 役職位別報酬（固定報酬）

役職位毎の職責の大きさに応じて支給します。

(イ) 業績連動報酬（変動報酬）

執行役の業績連動報酬は、現金報酬（年次インセンティブ）と業績連動型株式報酬（中長期インセンティブ）で構成します。

Ⅷ 執行役の業績連動報酬（変動報酬）

① 現金報酬（年次インセンティブ）

現金報酬は、前年度の会社業績及び個人業績の結果に応じて支給します。

標準額を100%とした場合、その額は0%から150%で変化します。

会社業績は、親会社株主に帰属する当期純利益に加え、フィー収益比率、経費率、普通株式等Tier 1 比率及び主要ビジネス項目の5つの指標によって構成しております。各指標は、中期経営計画との整合性や、当社グループの持続的成長及び中長期的な企業価値向上に資する指標として、毎年報酬委員会にて議論し、決定しております。

個人業績は、各執行役の業績等に基づき報酬委員会が評価を決定します。

② 業績連動型株式報酬（中長期インセンティブ）

業績連動型株式報酬は中期経営計画の期間を対象期間とし、支給率の確定後に当社株式等を一括支給します。支給率は、中期経営計画最終年度の連結ROEに応じて0%から100%で変化し、当社株式による支給割合を全体の60%、支給対象役員個人が負担する所得税額等を考慮し、金銭による支給割合を全体の40%といたします。

【業績連動型株式報酬の算定方法】

中期経営計画の期間（2017年4月～2020年3月）を評価期間とした業績連動発行型株式報酬（Performance Share Unit）の算定方法は以下のとおりです。

- ・ 個別支給株式数
基準株式数（※1）×支給率（※2）×60%
- ・ 個別支給金額
基準株式数（※1）×支給率（※2）×40%×当社普通株式の株価（※3）

※1 役職位に応じて設定（以下表1ご参照）

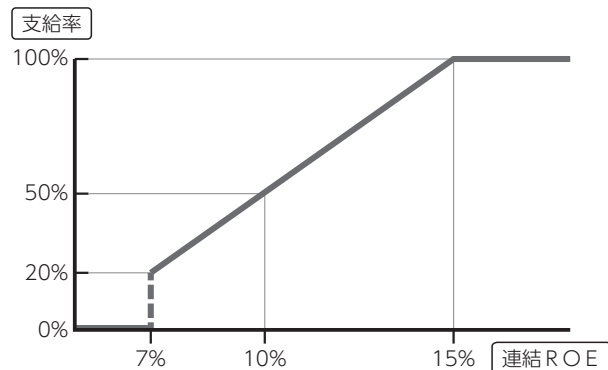
※2 中期経営計画最終年度（2020年3月期）の連結ROE（株主資本ベース）に応じて0%から100%で変化します。（以下表2ご参照）

※3 2020年6月において本制度に係る当社普通株式の第三者割当てを決議する当社取締役会開催日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値

表1

役職位	基準株式数
代表執行役社長 (りそな銀行または埼玉りそな銀行社長も兼務する場合)	112,500株
代表執行役社長	94,220株
代表執行役副社長	67,950株
代表執行役	56,810株
執行役Ⅰ	48,380株
執行役Ⅱ	35,440株
執行役Ⅲ	26,440株

表 2



(注) 支給率 (%) = 連結ROE (株主資本ベース) × 10 - 50
ただし、計算の結果が20%未満となる場合には0% (不支給) とし、100%を超える場合には100%とします。

なお、2020年度より、執行役の業績連動型株式報酬として、中期経営計画の期間 (2020年度～2022年度) を評価期間とする株式給付信託を開始します。株式給付信託は、執行役の中期経営計画達成に向けたインセンティブ向上と株主価値との連動性向上を目的とし、その最終年度である2023年3月期の連結ROE (株主資本ベース) 及び相対TSR (株主総利回り) (※1) に応じて0～150%で変動する支給率の確定後に、支給対象役員に対して当社株式及び金銭を一括支給します。

※1 相対TSR (株主総利回り) は、中期経営計画期間中における当社TSRの成長率と、TOPIX配当込み株価指数 (銀行業) の成長率を比較することで算出し、評価期間における当社株式の期間投資収益を同業他社比較にて評価いたします。

(3) 責任限定契約

社外取締役である佐貫葉子氏、浦野光人氏、松井忠三氏、佐藤英彦氏、馬場千晴氏及び岩田喜美枝氏のそれぞれと当社との間で、当該取締役の会社法第423条第1項に関する責任につき、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
佐 貫 葉 子	弁護士（NS総合法律事務所 所長） 株式会社メディパルホールディングス 社外監査役
浦 野 光 人	HOYA株式会社 社外取締役 株式会社日立物流 社外取締役
松 井 忠 三	株式会社松井オフィス 代表取締役社長 株式会社アグストリア 社外取締役 株式会社ネクステージ 社外取締役 フェスタリアホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社エヌ・シー・エヌ 社外取締役
佐 藤 英 彦	弁護士（ひびき法律事務所） 株式会社ぐるなび 社外取締役
馬 場 千 晴	東北電力株式会社 社外取締役 株式会社ミライト・ホールディングス 社外取締役
岩 田 喜美枝	東京都 監査委員 住友商事株式会社 社外取締役 味の素株式会社 社外取締役

- (注) 1. 上記兼職先と当社との間には、特筆すべき取引関係等はありません。
2. 上記6氏は、当社または当社の特定関係事業者の役員または役員以外の業務執行者との親族関係にありません。
3. 上記6氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(2) 社外役員の主な活動状況

社外役員は取締役会等において、当社の経営に対し、幅広い見地からの適時適切な発言があります。

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況 (2019年度)			取締役会等における発言 その他の活動状況
佐 貫 葉 子	7年9ヵ月	取締役会 監査委員会	20回中 13回中	20回 13回	法律の専門家としての知識や経験に基づき、特に、法務リスクやコンプライアンスの観点からの積極的な意見・提言等があります。
浦 野 光 人	6年9ヵ月	取締役会 報酬委員会	20回中 8回中	20回 8回	製造業及び物流業の経営者としての発想や経験に基づき、特に、経営改革や組織風土改革の観点からの積極的な意見・提言等があります。
松 井 忠 三	5年9ヵ月	取締役会 指名委員会 報酬委員会	20回中 11回中 8回中	20回 11回 8回	小売業の経営者としての発想や経験に基づき、特に、経営改革推進やサービス改革の観点からの積極的な意見・提言等があります。
佐 藤 英 彦	4年9ヵ月	取締役会 指名委員会 監査委員会	20回中 11回中 13回中	20回 11回 13回	法務の専門的な知識や行政での経験に基づき、特に、コンプライアンスや組織運営の観点からの積極的な意見・提言等があります。
馬 場 千 晴	2年9ヵ月	取締役会 監査委員会	20回中 13回中	20回 13回	金融分野の専門家としての知識や経験に基づき、特に、収益管理やリスク管理の観点からの積極的な意見・提言等があります。
岩 田 喜美枝	9ヵ月	取締役会 指名委員会 報酬委員会	15回中 7回中 5回中	13回 6回 5回	製造業の経営者としての発想や経験及び行政での経験に基づき、特に顧客サービスやダイバーシティの観点からの積極的な意見・提言等があります。

- (注) 1. 在任期間は、社外役員への就任後から当該事業年度末までの期間について、1ヵ月に満たない期間を切り捨てて表示しております。
2. 会社法第370条に基づく取締役会決議があったものとみなす書面決議はございません。

(3) 社外役員に対する報酬等

支給人数	報酬等の総額		
	固定報酬		業績連動報酬
(人)			(百万円)
7	79	79	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 支給人数は、2019年度在籍役員のうち報酬を支給した役員の数を表示しており、2019年6月21日に就任した取締役1名及び同日をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 固定報酬には、役職位別報酬及び職責加算報酬を含みます。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数

普通株式	6,000,000 千株
優先株式	20,000 千株
うち第一回第7種優先株式	10,000 千株
うち第二回第7種優先株式	10,000 千株
うち第三回第7種優先株式	10,000 千株
うち第四回第7種優先株式	10,000 千株
うち第一回第8種優先株式	10,000 千株
うち第二回第8種優先株式	10,000 千株
うち第三回第8種優先株式	10,000 千株
うち第四回第8種優先株式	10,000 千株

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 第一回ないし第四回第7種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて10,000千株、第一回ないし第四回第8種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて10,000千株を、それぞれ超えないものとします。

発行済株式の総数

普通株式	2,324,118 千株
------	--------------

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

普通株式	249,081 名
------	-----------

(注) 上記の普通株式の株主数には、単元未満株式のみを有する株主20,754名を含んでおります。

(3) 大株主

普通株式（上位10名）

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	(千株)	(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	150,643	6.54
第一生命保険株式会社	125,241	5.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	101,973	4.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	73,306	3.18
日本生命保険相互会社	65,488	2.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口7）	50,830	2.20
AMUNDI GROUP	45,133	1.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	44,090	1.91
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	39,357	1.71
JP MORGAN CHASE BANK 385151	38,681	1.68

（注）1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式（22,696千株）を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

なお、当該自己株式数には、従業員持株会支援信託ESOPが保有する当社株式3,922千株が含まれておりません。

3. 上記株主のうち、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社につきましては、同社の完全親会社であるJTCホールディングス株式会社の株式を株式会社りそな銀行が340千株（16.66%）所有しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

イ 自己株式の取得、処分等及び保有

① 取得株式

株式の種類	株式の総数	取得価額の総額
	(千株)	(百万円)
普通株式	21,714	10,003

② 処分株式

株式の種類	株式の総数	処分価額の総額
	(千株)	(百万円)
普通株式	0	0

③ 決算期における保有株式

株式の種類	株式の総数
	(千株)
普通株式	22,696

- (注) 1. 株式数は千株未満を、金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記自己株式には、従業員持株会支援信託ESOPが取得、処分等した当社株式は含まれておりません。
3. 株式の処分価額は、処分時の当該種類の自己株式の平均取得単価にて算出しております。
4. 当社は、2019年5月10日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による当社定款第50条の定めに基づく自己株式（普通株式）の取得を決議し、下記のとおり実施いたしました。
- (1) 自己株式の取得理由 株主還元の充実、資本効率の向上および機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とする
 - (2) 取得の方法 取引一任契約に基づく東京証券取引所における市場買付けによる
 - (3) 取得した株式の総数 21,706千株
 - (4) 株式の取得価額の総額 9,999,969千円
 - (5) 取得日 2019年5月13日から2019年6月12日（約定ベース）

□ 従業員株式所有制度の内容

当社は、中長期的な企業価値向上に係るインセンティブ付与を目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株会支援信託ESOP」（以下「ESOP信託」といいます。）を導入しております。

ESOP信託制度の概要は以下のとおりであります。なお、当事業年度末にESOP信託が所有する当社株式数3,922千株は本項における自己株式に含まれておりません。

当社がリそなホールディングス従業員持株会（以下「当社持株会」といいます。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託（なお、当社の子会社である株式会社リそな銀行が、当該信託を受託しております。）を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。

その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。

信託終了時に、株価の上昇等により信託収益がある場合は、期間中に取得した株式数などに応じて受益者たる従業員等に金銭が分配されます。

株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が一括して弁済することとなります。

信託契約の概要

- ① 委託者：当社
- ② 受託者：株式会社リそな銀行
- ③ 受益者：当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者
- ④ 信託契約日：2017年5月15日
- ⑤ 信託の期間：2017年5月15日～2022年5月31日
- ⑥ 議決権行使：受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指示に従い当社株式の議決権を行使します。

※当社持株会への売却により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間の満了前に信託収益を受益者に分配し、信託期間が満了する前に信託が終了します。

従業員持株会に取得させる予定の株式の総額

2,191百万円

当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等 (百万円)	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 牧野 あや子 指定有限責任社員 山口 圭介 指定有限責任社員 畑中 建二	124	・ 会社法第399条第1項の同意の理由 (注) 3 ・ 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務 (注) 4

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額869百万円
3. 監査委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
4. 受託業務における内部統制の整備及び運用状況の検証業務等であります。
5. 当社の会計監査人と同一のネットワーク・ファームに対し、当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額（当社の会計監査人を除く）は、196百万円であります。主な業務の内容は、財務・税務に係るアドバイザリー業務等であります。

(2) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の資格要件、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の整備状況、並びに当グループの会計監査人としての適格性等を中心に、会計監査人及び当社執行役等からの報告、子会社の監査役等を含む当グループの経営陣との意思疎通等に基づく検討を加え、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

ロ 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による、当社の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類の監査

当社の重要な子法人等のうち、リソナプルダニア銀行（P.T. Bank Resona Perdania）及びリソナマーチャントバンクアジア（Resona Merchant Bank Asia Limited）は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

6 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社の普通株式に対する配当につきましては、前記〔1(1)ハ(対処すべき課題)⑤「資本政策の方向性」〕に記載のとおり、2020年度に係る年間配当は安定配当を継続し、2019年度と同様、普通株式1株当たり21円(中間配当10.5円及び期末配当10.5円)とさせていただきます。今後も中期経営計画の株主還元方針に基づき、安定配当を継続するとともに、健全性・収益性とのバランスや成長投資の機会を考慮しつつ、株主還元の拡充に取り組んでまいります。具体的には、総還元性向の水準として、中期的に40%台半ばを目指してまいります。

業務の適正を確保する体制

(1)「グループ内部統制に係る基本方針」の内容の概要

当社は、グループ企業価値の向上に向け、業務の適正を確保するための体制を構築し、りそなグループに相応しい内部統制を実現することを目的として、内部統制に係る基本方針を取締役会において決定しております。

イ はじめに

当社及びグループ各社(※)は、多額の公的資金による資本増強を受けたことを真摯に反省し、このような事態を再び招くことのないよう、グループ内部統制に係る基本方針をここに定める。本基本方針のもと、グループ企業価値の向上に向け、内部統制の有効性を確保するための最適な運用及び整備に努め、りそなグループに相応しい内部統制の実現を目指す。

※ 会社法第2条3号及び会社法施行規則第3条に定める会社と定義する。以下、同様。

ロ 内部統制の目的(基本原則)

当社及びグループ各社は、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に従い、以下の4つの目的の達成に努めることを、グループの基本原則として定める。

① 業務の有効性及び効率性の向上

事業活動における健全性の確保及び企業価値の向上を目的として、業務の有効性及び効率性の向上を図る。

② 財務報告の信頼性の確保

投資家からの信頼や情報開示の透明性及び公正性の促進を目的として、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性の確保に努める。

③ 法令等の遵守

銀行業務の公共性に鑑み、また、当社及びグループ各社の「社会的責任と公共的使命」を強く認識したうえ、事業活動に関わる法令その他の規範等を遵守する。また、不正行為等の発生防止、早期発見等に努める。

④ 資産の保全

資産の取得、使用及び処分が正当な手続き及び承認の下に行われるよう資産の保全に努めるとともに、銀行業務におけるリスク管理の重要性に鑑み、経営体力及び収益に見合うリスクテイク、並びに顕在化した、または予見される損失に対する早期処理を原則とする事業活動を徹底する。

Ⅷ 内部統制システムの構築（基本条項）

内部統制の目的を達成するため、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、IT（Information Technology）への対応など基本的要素が組み込まれた内部統制システムを整備し、その有効性の確保に努める。この方針を踏まえ、グループ共通の「りそなグループ経営理念」を定めたうえ、当グループの業務の適正を確保するための体制整備を行うべく、以下の基本条項を定める。

① 当社の執行役及び使用人並びにグループ各社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項

法令等遵守を徹底するため、「コンプライアンス基本方針」を定め、コンプライアンス体制の整備と実践に取り組むものとする。同方針等に基づき、コンプライアンスに関する規範体系を明確にするとともに、当社の執行役及び使用人並びにグループ各社の取締役、執行役員及び使用人の役割を定めるなどコンプライアンス体制の確立を図る。

法令等遵守を統括するコンプライアンス統括部署を設置し、一定の重要な意思決定を行う事項については、同部署において事前にその適法性等を検証すること等により、当社の執行役及び使用人並びにグループ各社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行の適切性を確保するものとする。

加えて、お客さまの保護や利便の向上に向け、「グループお客さま説明管理方針」「グループお客さまサポート等管理方針」「グループ情報取扱基本方針」「グループリスク管理方針」「グループ利益相反管理方針」を定め、お客さまへの説明の管理、お客さまからの相談や苦情等への対応の管理、お客さまの情報の取扱いの管理、業務を外部委託する場合のお客さまの情報やお客さまへの対応の管理、利益相反の管理に関する適切かつ十分な体制整備と実践に取り組むものとする。

② 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制に関する事項

執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう「執行役規程」において、執行役は、情報の保存及び管理の方法などの規程等に従うこととし、その徹底を図るものとする。また、「グループ情報取扱基本方針」を定め、執行役及び使用人の職務の執行に係る情報の取扱・保存・管理が適切に行われることを徹底する。

③ 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

当社及びグループ各社のリスク管理体制を確立するため、「グループリスク管理方針」を定めるとともに、各種リスクの統合管理を行うリスク統括部署を設置する。リスク統括部署はリスクカテゴリーごとの各リスク管理部署による管理を通じ、統合的な管理を行うものとする。

また、十分な自己資本及び自己資本比率を確保するために、「グループ自己資本管理の基本方針」を定め、有効に機能する自己資本管理体制の確立を図るものとする。

さらに、「グループ危機管理基本方針」を定め、災害やシステム障害等によりリスクの顕在化がリスク管理の領域を超えて危機にまで拡大した場合に、迅速な対応及びリスク軽減措置等により業務の早期回復（業務継続・復旧）が図れるよう、平時より危機管理について適切な体制整備を行うものとする。

④ 当社の執行役並びにグループ各社の取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項

当社の執行役並びにグループ各社の執行役員や当社及びグループ各社の組織体制に係る「事務分掌規程」「執行役規程」を定め、各組織の所管事項や職務権限・責任を明確化し、適正かつ効率的な職務の執行のための体制を整備するものとする。

また、「取締役会規程」など重要会議の規程を定め、適正かつ効率的な意思決定を行うための体制を整備するものとする。

⑤ 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ各社の取締役及び執行役員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を含む。）に関する事項

当社及びグループ各社は、共通の経営理念である「りそなグループ経営理念」により、お客さまからの信頼、変革への挑戦、透明な経営、地域社会の発展に努めるとともに、企業集団の業務の適正確保等を目的として、以下の方針を定める。

（ア） 当社は別途定める「グループ経営管理規程」に従い、グループ企業価値の最大化を目的として、グループ各社への経営管理を行う。実務上は、経営管理に関する基準を設け、当社とグループ各社で事前に十分に協議すべき事項や、グループ各社から当社へ報告すべき事項などを定めるものとする。

- (イ) 「情報開示及び財務報告に関する基本方針」を定め、当社及びグループ各社における公平かつ適時適切な情報開示及び信頼性ある財務報告の実施、並びに財務報告に係る内部統制を含む情報開示統制の有効性確保を図るものとする。
- (ウ) 当社及びグループ各社の企業価値向上を支える競争力の源泉であるITについて、「IT基本方針」を定め、内部統制の有効性確保を含むITの機能が継続的かつ適切に発揮され、IT戦略の実効性が確保されるよう努めるものとする。
- (エ) 当社及びグループ各社の内部監査体制を整備するため、「グループ内部監査基本方針」を定めるとともに、業務執行部署から独立した内部監査部署を設置する。内部監査部署は当社及びグループ各社の経営諸活動の遂行状況等について検証・評価し、改善を促進するものとする。

⑥ 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査委員会に直属する組織として監査委員会事務局を設置するとともに、「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」を定め、監査委員会の職務を補助する使用人は同事務局へ所属するものとする。なお、同事務局には、各業務を十分に検証できるだけの専門性を有する者を置くものとする。また、同事務局の業務に関する規程は、別途監査委員会が定めるものとする。

⑦ 前号の使用人の執行役からの独立性の確保に関する事項及び前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の使用人の執行役からの独立性を確保するため及び前号の使用人に対する指示の実効性を確保するために、前号「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」により、当該使用人の異動や人事評価等に関する事項について、監査委員会または同事務局の事前の同意を得ることを定めるものとする。

また、執行役は、当該使用人が業務遂行するうえで、不当な制約を受けることがないように配慮すべきものとする。

⑧ 当社の取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役及び使用人並びにグループ各社の取締役、監査役、執行役員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者の監査委員会への報告体制に関する事項

- (ア) 当社の取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役及び使用人は、当社またはグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部統制の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反や重大な不当行為などについて、書面もしくは口頭にて監査委員会に報告を行うものとする。
- (イ) グループ各社の取締役、監査役、執行役員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社またはグループ各社に著しい損害をおよぼすおそれや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部統制の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反や重大な不当行為などについて、書面もしくは口頭にて当社監査委員会に報告を行うものとする。
- (ウ) 上記（ア）及び（イ）にかかわらず、当社監査委員会は必要に応じ、いつでも職務の執行について報告を求めることができ、当社の取締役、執行役及び使用人並びにグループ各社の取締役、監査役、執行役員及び使用人は、説明を求められた場合、正当な理由がない限り、当該事項について速やかに報告するものとする。

⑨ 報告者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制に関する事項

前項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行なうことを禁止し、その旨を周知徹底する。

⑩ 監査委員の職務の執行について生ずる費用の処理等に関する事項

監査委員の職務の執行上必要と認める費用については、あらかじめ予算を計上する。ただし、監査委員は、緊急または臨時に支出を要する費用についても、当社に請求することができ、当社は、当該請求が監査委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、これを負担する。

① その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

監査委員会の監査が実効的に行われるため、内部監査部署は、別途定める「グループ内部監査基本方針」に従い、内部監査基本計画の策定及び内部監査の結果、改善勧告に基づく改善状況の結果を含め、監査委員会に対する職務上の報告等を行う体制を整備するとともに、監査委員会との定例的な意見交換を行う等日常の緊密な連携を行う。また、内部監査以外の財務、リスク管理、法令等遵守など内部統制に係わる部署についても、監査委員会との円滑な意思疎通等その連携に努めるものとする。

(2) 「グループ内部統制に係る基本方針」に基づく運用状況の概要

当社は、「グループ内部統制に係る基本方針」の定めに従い、内部統制システムを適切に整備・運用し、その有効性の確保に努めております。

イ グループ運営に係る体制整備の状況

当グループは、責任ある経営体制の確立及び経営に対する監視・監督機能の強化、並びに経営の透明性向上に努めております。

当社の取締役会においては、2003年6月に邦銀グループ初の指名委員会等設置会社に移行したのち、社外取締役が過半数を占める構成のもと、活発な議論を行ってまいりました。経営上の重要事項の意思決定と業務執行の監督は取締役会が、業務執行は執行役が行うという役割分担の明確化がなされ、取締役会の監督機能と意思決定機能の強化が図られております。

また、子会社各社の自律性を確保しつつ、グループのコーポレートガバナンスに係る基本的な考え方に沿った経営が行われるよう子会社各社の経営管理を行い、当社を中心とするグループガバナンスの強化を図っております。

ロ 内部監査に係る体制整備の状況

内部監査は、当社及びグループ各社が経営管理体制を確立し、業務の健全性・適切性や社会的信頼を確保するために行う経営諸活動について、その遂行状況を検証・評価し、改善を促進することにより、企業価値の向上を支援することを目的とする重要な機能であります。

当社では、その目的達成のため「グループ内部監査基本方針」を定め、取締役会の指揮の下に、業務担当部署から独立した内部監査部を設置し、内部監査を専ら担当する執行役を任命しています。また、監査機能の強化を通じた当社のコーポレートガバナンスの更なる充実に向けて、内部監査部と取締役会・監査委員会及び代表執行役との関係を明確にしています。具体的には、第一義的な職務上のレポーティングラインを取締役会・監査委員会とし、監査委員会が内部監査部に対して直接指示し、報告させるレポーティングラインを明示的に確保することにより、代表執行役等に対する監督・牽制を強化しております。

なお、グループ各社においてグループ運営上の重大な事象が生じた場合、当社内部監査部は、当該グループ各社の内部監査部署と連携して監査にあたる態勢を構築しております。

ハ 法令等遵守に係る体制整備の状況

当グループは、過去に公的資金による多額の資本増強を受けたことを真摯に反省し、グループの再生には判断や行動基準の見直しとその浸透が必要不可欠との認識のもと、役員・従業員の判断や行動の原点となる「りそなグループ経営理念」、経営理念を各ステークホルダーに対する基本姿勢の形で具体化した「りそなW A Y（りそなグループ行動宣言）」を定め、これを公表しております。また、経営理念、りそなW A Yを役員・従業員の具体的な行動レベルで明文化したものとして、「りそなS T A N D A R D（りそなグループ行動指針）」を定めております。

また、当社及びグループ各社においてコンプライアンスに関する基本方針を定め、役員・従業員の役割や組織体制、規範体系、研修・啓発体制など基本的な枠組みを明確化しております。グループ各社は、コンプライアンスを実現するための実践計画であるコンプライアンス・プログラムを年度毎に策定・実践することにより、主体的なコンプライアンス態勢の強化に努めております。

従業員（家族や退職者を含む）からのコンプライアンスに関する相談・報告制度として、社外の契約弁護士を受付窓口とする「リそな弁護士ホットライン」や社内及び社外の電話受付事業者を窓口とする「リそなコンプライアンス・ホットライン」を設置し、内部通報規程を定めてホットライン利用者の保護を明確化するなど、社内通報体制の充実を図っております。

また、会計、会計に係る内部統制、会計監査に関する不正処理や不適切な処理についての外部からの通報窓口として、「リそな会計監査ホットライン」を設置しています。

「リそな弁護士ホットライン」及び「リそな会計監査ホットライン」については、経営陣から独立した窓口として、社外の法律事務所が通報等を受付していますが、受付した全ての事案について、社外取締役である監査委員長に直接報告することにしており、制度の信頼性や透明性の向上を図っています。

なお、「リそなコンプライアンス・ホットライン」（「リそな弁護士ホットライン」を含む）については、消費者庁所管の「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）※」に登録されています。（2020年3月13日付）

体制面においては、当社及びグループ各社にコンプライアンス統括部署を設置するとともに、各グループ銀行の営業店・本部各部にコンプライアンス責任者を設置しております。また、グループのコンプライアンスに関する諸問題については、「グループ・コンプライアンス委員会」において協議しております。

このほか、当社のコンプライアンス統括部署にAML（※）金融犯罪対策室を設置し、グループ全体でマネー・ローンダリングやテロ資金供与の防止に向けた体制の強化に努めております。

さらに、グループ各社のお客さまの保護や利便性の向上に向け、お客さまへの説明の管理、お客さまからの相談や苦情等への対応の管理、お客さまの情報の取扱いの管理、業務を外部委託する場合のお客さまの情報やお客さまへの対応の管理、利益相反の管理に関する部署をグループ各社において明確化し、当社においては、お客さまからの信頼や利便性の向上に向けた対応策について、上記「グループ・コンプライアンス委員会」において検討を行っております。

※内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）＝事業者が自社の内部通報制度が消費者庁の「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」に適合している場合、消費者庁の指定登録機関である公益社団法人商事法務研究会による確認等を経て登録される制度。

※AML＝Anti-Money Laundering（マネー・ローンダリング対策）の略

三 リスク管理に係る体制整備の状況

当社では、グループにおけるリスク管理を行うにあたっての基本的な方針として「グループリスク管理方針」を制定し、管理すべきリスクの種類・定義、リスク管理を行うための組織・体制、及びリスク管理の基本的な枠組みを明確化することで、強固なリスク管理体制の構築に取り組んでおります。具体的には、この方針に従い、当社は、統合的リスク管理部署及びリスクカテゴリー毎のリスク管理部署を設置し体制を整備するとともに、グループ各社に対するリスク管理上の方針・基準の提示、リそな銀行及び埼玉りそな銀行のリスク管理上の重要事項にかかる事前協議、グループ各社からのリスク状況の定期的な報告等を通じて、グループのリスク管理体制の強化を図っております。グループ各社は、「グループリスク管理方針」に則り、各々の規模・業務・特性・リスクの状況等を踏まえてリスク管理方針を制定し、各社にとって適切なリスク管理体制を整備しております。

当グループにおける主要リスクである信用リスクについては、「与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少しない消失し、損失を被るリスク」と定義し、グループ統一の信用リスク管理の基本原則として「グループ・クレジット・ポリシー」を定め、信用リスク管理の徹底を図っております。「グループ・クレジット・ポリシー」では、過去における個別与信に対する不十分な取組みと特定先・特定業種への与信集中が、公的資金による多額の資本増強の主因となった反省を踏まえ、厳格な「与信審査管理」とリスク分散に重点を置いた「ポートフォリオ管理」を信用リスク管理における2つの柱と位置づけております。

市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク、レピュテーションリスク等の管理については、各種限度・ガイドラインの設定、リスク評価、コンティンジェンシープランの整備等、各種リスクの特性に応じた適切な方法により管理を行っております。

このほか、当社及びグループ各社は、災害・システム障害等により顕在化したリスクがリスク管理の領域を超えて危機にまで拡大した場合に備え、迅速な対応により業務の早期回復（業務継続・復旧）を図れるよう、危機管理の基本方針を定める等、危機管理に関する体制を整備しております。

特定完全子会社に関する事項

名称	住所	帳簿価額の合計	当社の総資産
			(百万円)
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町 二丁目2番1号	798,614	1,425,760

(該当がないため記載を省略した項目)

「事業譲渡等の状況(当社の現況に関する事項)」「その他企業集団の現況に関する重要な事項(当社の現況に関する事項)」「社外役員の意見(社外役員に関する事項)」「当社の新株予約権等に関する事項」「責任限定契約(会計監査人に関する事項)」「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」「親会社等との間の取引に関する事項」「会計参与に関する事項」

連結計算書類

第19期末 連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
現金預け金	15,329,523	預金	52,909,979
コールローン及び買入手形	473,438	譲渡性預金	942,840
買入金銭債権	248,548	コールマネー及び売渡手形	69,636
特定取引資産	457,391	債券貸借取引受入担保金	532,433
有価証券	5,555,671	特定取引負債	87,259
貸出金	36,645,552	借入金	769,930
外国為替	107,460	外国為替	5,076
リース債権及びリース投資資産	40,630	社債	396,000
その他資産	964,312	信託勘定借	1,316,807
有形固定資産	369,790	その他負債	700,746
建物	122,346	賞与引当金	17,509
土地	214,216	退職給付に係る負債	22,709
リース資産	14,634	その他の引当金	38,209
建設仮勘定	3,851	繰延税金負債	5,607
その他の有形固定資産	14,741	再評価に係る繰延税金負債	18,439
無形固定資産	49,770	支払承諾	362,725
ソフトウェア	17,996	負債の部合計	58,195,910
リース資産	25,574	純資産の部	
その他の無形固定資産	6,199	資本金	50,472
退職給付に係る資産	32,510	利益剰余金	1,720,062
繰延税金資産	35,385	自己株式	△12,880
支払承諾見返	362,725	株主資本合計	1,757,655
貸倒引当金	△160,221	その他有価証券評価差額金	306,196
投資損失引当金	△35	繰延ヘッジ損益	16,619
		土地再評価差額金	40,209
		為替換算調整勘定	△1,942
		退職給付に係る調整累計額	△40,402
		その他の包括利益累計額合計	320,680
		新株予約権	297
		非支配株主持分	237,910
		純資産の部合計	2,316,543
資産の部合計	60,512,454	負債及び純資産の部合計	60,512,454

第19期 連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	880,544
資金運用収益	478,252
貸出金利息	369,559
有価証券利息配当金	74,157
コールローン利息及び買入手形利息	1,990
買現先利息	△3
債券貸借取引受入利息	0
預け金利息	11,337
その他の受入利息	21,210
信託報酬	19,060
役務取引等収益	239,310
特定取引収益	5,235
その他業務収益	69,323
その他経常収益	69,362
償却債権取立益	15,521
その他の経常収益	53,840
経常費用	666,254
資金調達費用	47,122
預金利息	19,384
譲渡性預金利息	90
コールマネー利息及び売渡手形利息	3,047
売現先利息	0
債券貸借取引支払利息	12,890
借入金利息	4,777
社債利息	4,289
その他の支払利息	2,641
役務取引等費用	68,141
特定取引費用	493
その他業務費用	36,745
営業経費	426,540
その他経常費用	87,210
貸倒引当金繰入額	15,349
その他の経常費用	71,861
経常利益	214,290
特別利益	7,311
固定資産処分益	2,381
その他の特別利益	4,930
特別損失	9,424
固定資産処分損	1,699
減損損失	7,725
税金等調整前当期純利益	212,177
法人税、住民税及び事業税	37,835
法人税等調整額	18,902
法人税等合計	56,737
当期純利益	155,439
非支配株主に帰属する当期純利益	3,013
親会社株主に帰属する当期純利益	152,426

第19期 連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	50,472	—	1,614,908	△4,213	1,661,168
当期変動額					
剰余金の配当			△48,557		△48,557
親会社株主に帰属する当期純利益			152,426		152,426
自己株式の取得				△10,003	△10,003
自己株式の処分		△0		1,336	1,336
土地再評価差額金の取崩			1,994		1,994
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△709			△709
利益剰余金から資本剰余金への振替		709	△709		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	105,153	△8,666	96,486
当期末残高	50,472	—	1,720,062	△12,880	1,757,655

	その他の包括利益累計額						新株 予約権	非支配 株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	423,957	27,129	42,204	△4,823	△38,605	449,861	309	244,838	2,356,178
当期変動額									
剰余金の配当									△48,557
親会社株主に帰属する当期純利益									152,426
自己株式の取得									△10,003
自己株式の処分									1,336
土地再評価差額金の取崩									1,994
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動									△709
利益剰余金から資本剰余金への振替									—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△117,760	△10,509	△1,994	2,880	△1,796	△129,181	△12	△6,927	△136,121
当期変動額合計	△117,760	△10,509	△1,994	2,880	△1,796	△129,181	△12	△6,927	△39,634
当期末残高	306,196	16,619	40,209	△1,942	△40,402	320,680	297	237,910	2,316,543

計算書類

第19期末 貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	297,830	流動負債	176,653
現金及び預金	67,248	1年内償還予定の社債	30,000
有価証券	181,000	1年内返済予定の関係会社長期借入金	145,000
前払費用	6	未払金	150
未収収益	10,001	未払費用	324
未収入金	36,134	未払法人税等	27
未収還付法人税等	3,439	未払消費税等	134
固定資産	1,127,930	賞与引当金	529
有形固定資産	8	役員株式給付引当金	53
工具、器具及び備品	8	その他	433
無形固定資産	13	固定負債	232,091
ソフトウェア	13	社債	230,000
投資その他の資産	1,127,908	関係会社長期借入金	2,091
関係会社株式	1,099,398	負債合計	408,744
関係会社長期貸付金	24,500	純資産の部	
繰延税金資産	5,661	株主資本	1,017,016
その他	0	資本金	50,472
投資損失引当金	△1,652	資本剰余金	50,472
		資本準備金	50,472
		利益剰余金	928,950
		その他利益剰余金	928,950
		繰越利益剰余金	928,950
		自己株式	△12,880
資産合計	1,425,760	純資産合計	1,017,016
		負債・純資産合計	1,425,760

第19期 損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	106,997
関係会社受取配当金	100,844
関係会社受入手数料	5,527
関係会社貸付金利息	626
営業費用	6,757
借入金利息	933
社債利息	331
社債発行費	162
販売費及び一般管理費	5,329
営業利益	100,240
営業外収益	189
有価証券利息	5
受取手数料	82
投資損失引当金戻入額	51
未払配当金除斥益	42
その他	7
営業外費用	131
経常利益	100,298
特別損失	90,868
関係会社株式評価損	90,868
税引前当期純利益	9,430
法人税、住民税及び事業税	△21,332
法人税等調整額	20,196
法人税等合計	△1,136
当期純利益	10,566

第19期 株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計
当期首残高	50,472	50,472	—	50,472
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△0	△0
利益剰余金から 資本剰余金への振替			0	0
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	50,472	50,472	—	50,472

株主資本				
	利益剰余金 その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	自己株式	株主資本合計	純資産合計
当期首残高	966,941	△4,213	1,063,674	1,063,674
当期変動額				
剰余金の配当	△48,557		△48,557	△48,557
当期純利益	10,566		10,566	10,566
自己株式の取得		△10,003	△10,003	△10,003
自己株式の処分		1,336	1,336	1,336
利益剰余金から 資本剰余金への振替	△0		—	—
当期変動額合計	△37,991	△8,666	△46,657	△46,657
当期末残高	928,950	△12,880	1,017,016	1,017,016

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 29社

主要な会社名

株式会社りそな銀行

株式会社埼玉りそな銀行

株式会社関西みらいフィナンシャルグループ

株式会社関西みらい銀行

株式会社みなと銀行

当社の連結子会社である株式会社関西アーバン銀行と株式会社近畿大阪銀行は、株式会社近畿大阪銀行を吸収合併存続会社、株式会社関西アーバン銀行を吸収合併消滅会社とする吸収合併をいたしました。同社の社名につきましては、株式会社関西みらい銀行に変更いたしました。

当社の連結子会社であるりそなカード株式会社と株式会社関西クレジット・サービスは、りそなカード株式会社を吸収合併存続会社、株式会社関西クレジット・サービスを吸収合併消滅会社とする吸収合併をいたしました。

- (2) 非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

Asahi Servicos e Representacoes Ltda.

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等はありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等 5社

主要な会社名

JTCホールディングス株式会社

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

Asahi Servicos e Representacoes Ltda.

- (4) 持分法非適用の関連法人等はありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末日 3社

3月末日 26社

(2) 連結される子会社及び子法人等は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

なお、連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. のれんの償却に関する事項

のれんについては、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

なお、重要性が乏しいものについては発生年度に全額償却しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち株式については連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

主要な連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は187,572百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(7) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりであります。

預金払戻損失引当金 26,791百万円

負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。

信用保証協会負担金引当金 5,039百万円

信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり、計上しております。

ポイント引当金 4,895百万円

「リそなクラブ」等におけるポイントが将来利用される見込額を見積もり、計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 発生年度に一括して損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数
(主として10年) による定額法により按分した額を、それぞれ発生
翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

銀行業を営む国内の連結される子会社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連法人等株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

その他の連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む国内の連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む国内の連結される子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

銀行業を営む国内の連結される子会社のデリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(13) 消費税等の会計処理

当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(14) 連結納税制度の適用

当社及び一部の国内の連結される子会社は当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

(追加情報)

従業員持株会支援信託 E S O P

当社は、中長期的な企業価値向上に係るインセンティブ付与を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引（従業員持株会支援信託 E S O P）を行っております。

(1) 取引の概要

当社がりそなホールディングス従業員持株会（以下「当社持株会」といいます。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇等により信託収益がある場合には、期間中に取得した株式数などに応じて受益者たる従業員に金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が一括して弁済することになります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、2,191百万円、3,922千株であります。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く）
40,351百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券はありません。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は14,835百万円、延滞債権額は342,223百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は5,422百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は164,250百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は526,732百万円であります。
なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、101,492百万円であります。
8. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は38,657百万円であります。
9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	7,794百万円
有価証券	2,334,527
貸出金	90,040
リース債権及びリース投資資産	9,543
その他資産	11,598

担保資産に対応する債務

預金	169,397百万円
債券貸借取引受入担保金	532,433
借入金	679,660
その他負債	11,430

上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金0百万円、有価証券26,907百万円及びその他資産450,709百万円を差し入れております。

また、その他資産には先物取引差入証拠金58,263百万円、金融商品等差入担保金93,726百万円及び敷金保証金23,935百万円が含まれております。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、10,452,521百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが9,780,311百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、一部の国内の連結される子会社及び子法人等の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格（1998年1月1日基準日）に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,265百万円

12. 有形固定資産の減価償却累計額 300,947百万円
13. 有形固定資産の圧縮記帳額 49,182百万円
14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,200百万円が含まれております。
15. 社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債136,000百万円が含まれております。
16. 一部の連結される子会社が受託する元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,329,704百万円であります。
17. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は605,163百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益31,216百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却19,758百万円、株式等売却損25,680百万円及び株式等償却5,003百万円を含んでおります。
3. 「その他の特別利益」は、一部の連結子会社の退職給付信託に係る信託設定益であります。
4. 減損損失には、一部の関西地域における銀行連結子会社が、合併後の店舗統廃合・移転等を決定したことに伴い、営業用店舗（土地・建物等）等について投資額の回収が見込まれなくなり、帳簿価額を回収可能額まで減額したことによる損失額4,610百万円が含まれます。回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。なお同社は、主として継続的な収支の管理・把握を行っている営業店をグループニングの最小単位としております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度		当連結会計 年度末株式数	摘要
		増加株式数	減少株式数		
発行済株式					
普通株式	2,324,118	—	—	2,324,118	
自己株式					
普通株式	7,296	21,714	2,392	26,619	注

(注) 株式数の増加は、2019年5月10日開催の取締役会で決議された自己株式取得に基づく取得21,706千株及び単元未満株式の買取7千株であります。株式数の減少は、単元未満株式の処分0千株及び従業員持株会支援信託ESOPが所有する当社株式の持株会への譲渡2,391千株であります。なお、当連結会計年度期首株式数及び当連結会計年度末株式数には、従業員持株会支援信託ESOPが所有する当社株式がそれぞれ、6,314千株、3,922千株含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度		当連結会計年度末		
				増加	減少			
連結子会社	ストック・オプションとしての新株予約権		—				297	
合計			—				297	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	配当の 原資	基準日	効力 発生日
2019年 5月10日 取締役会	普通株式	24,392百万円	10.50円	利益 剰余金	2019年 3月31日	2019年 6月6日

(注) 普通株式の配当金の総額には、従業員持株会支援信託ESOPに対する配当66百万円が含まれております。

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	配当の 原資	基準日	効力 発生日
2019年 11月8日 取締役会	普通株式	24,164百万円	10.50円	利益 剰余金	2019年 9月30日	2019年 12月5日

(注) 普通株式の配当金の総額には、従業員持株会支援信託ESOPに対する配当53百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

2020年5月12日開催の取締役会に次の議案を提案いたします。

株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	配当の原資	基準日	効力発生日
普通株式	24,164百万円	10.50円	利益剰余金	2020年 3月31日	2020年 6月4日

(注) 普通株式の配当金の総額には、従業員持株会支援信託ESOPに対する配当41百万円が含まれております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、真にお客さまに役立つ金融サービスグループを目指し、様々な金融商品をお客さまのニーズに沿ってご提供させて頂いております。また自社グループの収益性向上、健全性確保の両面から、金融商品をリスクテイク、リスクコントロール等に幅広く活用しております。

具体的には、個人、法人等の様々なお客さまに対し、貸出、ローン、私募債引受け、保証等の与信業務を通じて、お客さまの資金ニーズに適切にお応えしております。

また、安定的な資金運用を目的とした国債等の債券、お客さまとの関係強化を目的とした株式等様々な有価証券を保有、運用しております。

近年、高度化・多様化しているお客さまのニーズに適切にお応えするため、金利関連や為替関連のデリバティブ商品をご提供しております。

また、これらの業務を行うため、当社グループは預金の受入れ、社債の発行、及びインターバンク市場を通じた資金調達等、金融商品による調達を行っております。

当社グループでは、上記資金運用及び資金調達活動により生じる長短金利バランスのギャップや、金利変動リスクに対応しつつ、部門間での採算管理向上を図るため、資産及び負債の統合的管理（ALM）を行っております。その一環として長短金利ギャップ、金利変動リスクをヘッジするためデリバティブ取引を行うとともに、お客さまのデリバティブ契約に係るカバー取引を行っております。

当社グループの連結子会社・関連会社には、国内において銀行業務を行っている子会社、信用保証等を行っている子会社、外国法に基づき外国において銀行業務を行っている子会社等があります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

①貸出資産の内容及びそのリスク

当社グループの各銀行は東京都・埼玉県を主とした首都圏、大阪府を主とした関西圏を主要な営業基盤としており、与信ポートフォリオにおいては、中堅・中小企業向け貸出金や、住宅ローンを中心とした個人向け貸出金が大きな割合を占めております。

これらの貸出金については、与信先の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被る信用リスクがあります。

②有価証券の内容及びそのリスク

当社グループの各銀行で保有している有価証券は、債券、株式、投資信託、投資事業組合出資金等であり、これらは純投資や、円滑な資金繰り運営を行うためのほか、事業推進目的等で保有しております。

保有している有価証券には、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により資産・負債の価値またはそこから生み出される収益が変動し損失を被る市場リスク、及び有価証券の発行体の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被る信用リスクがあります。

③デリバティブ取引の内容及びそのリスク

当社グループでは、金利関連、通貨関連、株式関連、債券関連のデリバティブ取引を取り扱っております。具体的には以下のとおりとなっております。

- ・金利関連
金利先物、金利先物オプション、金利先渡契約、金利スワップ、金利オプション
- ・通貨関連
為替予約、通貨スワップ、通貨オプション
- ・株式関連
株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション
- ・債券関連

債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション

お客さまの高度化・多様化したニーズにお応えする金融商品を提供するうえで、また、当社グループの各銀行が晒される様々なリスクをコントロールするうえで、デリバティブ取引は欠かせないものとなっております。

当社グループの各銀行では、取引に内在するリスクを正確に認識し、適切な管理体制の下に、経営戦略・資源に応じた取引を行うことを基本とし、以下のとおり、お客さまのリスクヘッジニーズへの対応、金融資産・負債のヘッジ取引、及びトレーディング取引の目的でデリバティブ取引を行っております。

(i)お客さまのリスクヘッジニーズへの対応

お客さまは様々なリスクに晒されており、このリスクをヘッジするニーズは高く、また多様化しております。当社グループの各銀行のデリバティブ取引の中心は、このようなお客さまのリスクヘッジニーズに応じた商品の提供であります。

当社グループの各銀行では、お客さまの様々なニーズに的確にお応えするために、豊富な金融商品を取り揃えるとともに、商品提供力の向上に努めております。

しかし、デリバティブ取引は、その仕組み・内容から多大な損失を被る場合も想定されます。そこで、当社グループの各銀行ではデリバティブ取引について次のような「行動基準」等を作成しております。

・商品内容とリスクの説明

商品内容、仕組み等の取引条件や、ヘッジの有効性（当初に意図した経済効果が得られなくなる場合、ヘッジ取引による経済効果がお客さまにとって不利となる場合等の説明を含む）、市場リスク、信用リスク等について、必ず書面（提案書・デリバティブリスク説明書等）を使用して十分に説明すること。

説明にあたっては正確な用語を用いるとともに、難解な専門用語は平易な言葉で説明すること。また、所定の書面等の理解チェック欄を使用する等により、説明漏れがないこと及び理解したことを当社とお客さまの双方で共同確認を行うこと。

・自己責任の原則と取引能力

取引の前提として、お客さまが自己責任の原則を認識しており、その取引を行うに十分な判断力を有していること。また、お客さまの知識、経験、財産、取引目的、損失負担能力、社内管理体制等に照らして、取引金額、年限及びリスク度等不適当と認められる取引は行わないこと。

・時価情報（お客さまの含み損益の状況）の提供

取引実行後、お客さまの要請または必要に応じて、定期的または随時に時価情報をお客さまに還元し、お客さまの判断の一助とすること。

(ii)金融資産・負債のヘッジ取引

当社グループの各銀行では、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスク・為替リスク等を適正にコントロールする手段として、金利スワップ・通貨スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。

金利リスクについては、資産・負債の将来にわたる価値を金利変動から守るための「公正価値ヘッジ」や、将来のキャッシュ・フローを確定するための「キャッシュフローヘッジ」を、「包括ヘッジ」及び「個別ヘッジ」として実施しております。為替リスクについては、資産・負債の将来にわたる価値を為替変動から守るための「外貨建取引に係るヘッジ」を実施しております。

これらヘッジ取引となるデリバティブ取引については、検証方法に係る規程を制定し、定期的にヘッジの有効性検証を行う等厳正な管理を実施しております。

金利リスクに係る「包括ヘッジ」の場合は、ヘッジ対象とヘッジ手段を残存期間毎にグルーピング化して重要な条件を確認することにより、または、回帰分析等によりヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を確認することにより、ヘッジの有効性を検証しております。また、「個別ヘッジ」の場合は、当該個別ヘッジに係る有効性の検証を実施しております。

為替リスクに係る「外貨建取引に係るヘッジ」の場合は、ヘッジ手段の元本及び利息相当額を上回る外貨建金銭債権債務の元本及び利息相当額が存在を確認すること等により、ヘッジの有効性を検証しております。

(iii) トレーディング取引

当社グループの各銀行では、短期的な相場変動や市場間の格差等を利用して利益を得ることを目的とするトレーディング取引としてデリバティブ取引を行っております。

デリバティブ取引のリスクには、取引相手方の信用リスク及び市場リスクがあります。

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、カレント・エクスポージャー方式によるリスク額計測手法等を用いて与信相当額を把握し、貸出金等のオンバランス取引と合算のうえ、市場・営業推進部門から独立した融資・審査部門がお取引先毎に取引限度額を設ける等して、与信判断・管理を行う体制としております。また、お取引先の信用度の変化に応じて機動的に取引限度額の見直しを行う等の運営管理にも努めております。

デリバティブ取引に係る市場リスクについては、後述（3）②のとおり適切に管理しております。

④ 金融負債の内容及びそのリスク

当社グループの各銀行はお客さまからの預金受入れや、市場からの資金調達、及び社債等の発行にて資金調達を行っております。

これらについては、金利、為替の変動リスクや、金融経済環境の変化等により調達が困難になる流動性リスクがあります。

⑤ 銀行子会社以外の子会社・持分法適用の関連会社の内容及びそのリスク

当社グループの銀行子会社以外の子会社・持分法適用の関連会社には、信用保証業務を行っているりそな保証株式会社、及びクレジットカード業務を行っているりそなカード株式会社等があります。これらの子会社においては、その業務内容に応じ、信用リスク、市場リスク等があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループの各銀行では「グループリスク管理方針」に則って、信用リスク管理、市場リスク管理、流動性リスク管理の各基本方針を含む「リスク管理の基本方針」を各銀行の取締役会で制定し、これに基づきリスク管理業務の諸規程を整備する等リスク管理体制を構築しております。

また、各業務に内在するリスクの度合い、各業務担当部署によるリスク管理態勢を勘案のうえ、内部監査計画を策定し、監査等を行っております。

① 信用リスクの管理

当社グループの各銀行における信用リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、営業推進関連部署から独立した信用リスク管理関連部署が与信判断と管理を行う体制となっております。

当社グループの各銀行では、信用リスク管理のための組織・体制として、融資会議及び信用リスク管理関連部署（信用リスク管理部署、審査管理部署、問題債権管理部署）を設け、適切な管理体制を構築しております。

融資会議は、信用リスク管理に係る執行部門の決議もしくは協議機関として、与信業務全般に関する重要事項の決議もしくは協議・報告等を行っております。

信用リスク管理部署は信用格付等の規程・手続に関する企画立案、及び審査管理等、信用リスク管理を適切に実施するための体制整備に関する企画立案を行っております。

審査管理部署は、与信先の業績・財務状況、定性面、資金使途、返済原資等を的確に把握するとともに、与信案件のリスク特性等を踏まえて適切な審査を行い、与信案件の取上げを行っております。

問題債権管理部署は、問題先の経営状況等を適切に把握・管理し、その再生可能性を適切に見極めたうえで事業再生、整理・回収を行っております。

上記体制のもと、当社グループの各銀行では信用リスクのコントロール・削減に向け取り組んでおります。

たとえば、特定先（グループ）に対する与信集中リスクについては、当社グループの経営に対して重大な影響を及ぼす可能性があることを踏まえて、クレジット・リミット（クレジットシーリング）を設定する等の方法により厳格な管理を行っております。

また、与信ポートフォリオ全体の管理の観点から信用リスクを計測し、限度を設定することにより、信用リスクを一定の範囲内に抑制しております。

②市場リスクの管理

(i)市場リスク管理の体制

当社グループの各銀行における市場リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、取引実施部署（フロントオフィス）から独立したリスク管理部署（ミドルオフィス）及び事務管理部署（バックオフィス）を設置し相互牽制が働く体制としております。

また、資金・収益・リスク・コスト等の推移・状況を総合的に管理し、それらの対応を協議・報告する会議としてALM委員会等を設置しております。

当社グループの各銀行は、上記「リスク管理の基本方針」に則り適正かつ厳正に市場リスクを管理するために、「市場リスク管理規程」等の諸規程を整備しております。

また、市場取引の時価評価や、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により損失を被る市場リスクについてはVaR（バリュー・アット・リスク）によるリスク額算出を行うとともに、リスク限度、損失限度、ならびに商品別等のセンシティビティ限度額等を設定し、その遵守状況を管理しております。加えて、ストレスシナリオに基づく損失額も定期的に算出しております。

限度等の遵守状況を含むリスク額、損益の状況等については、モニタリングのうえ、経営宛報告を行うとともに、リスク管理部署（ミドルオフィス）による取引実施部署（フロントオフィス）に対する適切な牽制を行っております。

(ii)市場リスクに係る定量的情報

当社グループの各銀行では、金融商品の保有目的に応じてトレーディング、バンキング、政策投資株式の区分で市場リスクに係るVaRを算出しております。当社グループとしての市場リスクに係るリスク額はりそな銀行、埼玉りそな銀行及び関西みらいフィナンシャルグループ傘下である関西みらい銀行、みなと銀行のVaRを単純合算することによって算出しております。

なお、一部の商品やその他の関連会社のリスク額は、グループとしての市場リスクに係るリスク額には含めておりませんが、影響が軽微であることを確認しております。

(ア)トレーディング

当社グループでは、トレーディング目的で取り扱っている有価証券やデリバティブ取引に関するVaRの算出にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間10営業日、信頼区間99%、観測期間250営業日）を採用しております。

連結決算日現在で当社グループのトレーディング業務のリスク額は、525百万円であります。

(イ)バンキング

当社グループの各銀行では、トレーディング目的で保有する金融商品及び政策投資目的で保有する株式以外の金融商品やその他の資産、負債は、バンキング業務で取り扱っております。

当社グループでは、バンキング業務に関するVaRの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法または分散共分散法（保有期間20営業日または125営業日、信頼区間99%、観測期間250営業日または1,250営業日）を採用しております。

連結決算日現在で当社グループのバンキング業務のリスク額は、68,432百万円であります。

(ウ)政策投資株式

当社グループの各銀行では、政策投資目的で保有する株式については、トレーディング業務やバンキング業務と区分してVaRの算出やリスクの管理を行っております。

当社グループでは、政策投資株式に関するVaRの算出にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法または分散共分散法（保有期間125営業日、信頼区間99%、観測期間250営業日または1,250営業日）を採用し、減損リスクを対象にリスク額を算出しております。

連結決算日現在で当社グループの政策投資株式のリスク額は、34,815百万円であります。

(エ)市場リスクのVaRの検証体制等

当社グループの各銀行では、VaR算出単位毎にモデルが算出するVaRと実際の時価の変動を比較するバックテストを実施し、リスク計測モデルの信頼性と有効性を検証する体制としております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク額を計測しているものであり、過去の相場変動から予想される範囲を超える相場変動が発生した場合等においては、VaRを超える時価の変動が発生するリスクがあると認識しております。

③流動性リスクの管理

当社グループの各銀行における流動性リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、資金繰り管理部署と流動性リスク管理部署を設置し、相互牽制が働く体制としております。

また、ALM委員会や流動性リスク管理委員会等により適時適切にモニタリング・経営宛報告を実施しております。

当社グループの各銀行は、「リスク管理の基本方針」に則り適正かつ厳正に流動性リスクを管理するために、「流動性リスク管理規程」等の諸規程を整備しております。

資金繰り運営にあたっては、自社について流動性リスクの状況に係るフェーズ認定（平常時及び3段階の流動性緊急時フェーズで設定）を行い、あらかじめ定めた各フェーズに該当する具体的な対応策を適時適切に実施する体制を整備しております。

グループ各銀行は、各々の規模・特性及び流動性リスクの状況を踏まえて、重要な流動性リスク管理指標を設定しモニタリングを実施しております。また、必要に応じて、流動性リスク管理指標にガイドラインを設定し管理しております。

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被る市場流動性リスクについても、取扱う市場取引の市場流動性の状況をモニタリングする等、適切な管理を行っております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。算定に採用した前提条件の内容については、後述「2. 金融商品の時価等に関する事項（注1）金融商品の時価の算定方法」をご参照下さい。

なお、本件金融商品の時価等には、当社グループがお客さまに販売した投資信託等の貸借対照表に計上されない取引は含まれておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	15,329,523	15,329,523	—
(2) コールローン及び買入手形	473,438	473,438	—
(3) 買入金銭債権 (*1)	248,463	246,997	△1,465
(4) 特定取引資産			
売買目的有価証券	335,513	335,513	—
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,968,451	1,996,606	28,155
その他有価証券	3,490,079	3,490,079	—
(6) 貸出金	36,645,552		
貸倒引当金 (*1)	△148,833		
	36,496,719	36,680,527	183,807
(7) 外国為替 (*1)	107,344	107,430	86
(8) リース債権及びリース投資資産 (*1)	40,253	42,328	2,075
資産計	58,489,787	58,702,446	212,659
(1) 預金	52,909,979	52,910,194	214
(2) 譲渡性預金	942,840	942,832	△7
(3) コールマネー及び売渡手形	69,636	69,636	—
(4) 売現先勘定	—	—	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	532,433	532,433	—
(6) 借入金	769,930	769,941	10
(7) 外国為替	5,076	5,076	—
(8) 社債	396,000	401,397	5,397
(9) 信託勘定借	1,316,807	1,316,807	—
負債計	56,942,703	56,948,319	5,615
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	50,299	50,299	—
ヘッジ会計が適用されているもの	29,218	28,559	△658
デリバティブ取引計	79,518	78,859	△658

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。なお、買入金銭債権、外国為替、リース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、譲渡性預け金は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

貸付債権信託の受益権証書等は、外部業者（ブローカー）から提示された価格の他、貸出金の時価の算定方法（(6) 参照）に準じた方法で算出した価格を時価としております。

(4) 特定取引資産

特定取引目的で保有している債券は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに算出した価格、短期社債は、額面を市場金利で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(5) 有価証券

株式は当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価格、債券（私募債を除く）は日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに算出した価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。私募債は、原則として内部格付に基づくそれぞれの区分、保全率ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合等に関し、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引く等の方法により時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の短期貸付金（外国他店貸）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、または約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(8) リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産については、市場金利、借手の内部格付、内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証等に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した割引将来キャッシュ・フロー法を使って時価を算定しております。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、及び (5) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金（外国他店預り）であり、また、外国為替関連の短期借入金（外国他店借）は約定期間が短期間（１年以内）であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(8) 社債

当社並びに連結される子会社及び子法人等の発行する社債は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値、又は取引金融機関から提示された価格、もしくは元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(9) 信託勘定借

信託勘定借は、信託勘定の余裕金、未運用元本を受け入れた実質的な短期の調達であり、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（５）有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式 (*1) (*2)	59,953
組 合 出 資 金 等 (*3)	37,185
合 計	97,139

(* 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(* 2) 当連結会計年度において、非上場株式について195百万円減損処理を行っております。

(* 3) 組合出資金等のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中の信託受益権、並びに「特定取引資産」中の商品有価証券、短期社債を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券 (2020年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	50

2. 満期保有目的の債券 (2020年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	1,133,258	1,153,877	20,618
	地方債	491,021	498,184	7,163
	社債	87,518	88,967	1,448
	小 計	1,711,798	1,741,029	29,230
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	11,011	10,979	△32
	地方債	215,618	214,712	△906
	社債	30,023	29,886	△136
	小 計	256,653	255,577	△1,075
合 計		1,968,451	1,996,606	28,155

3. その他有価証券 (2020年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	684,071	258,410	425,661
	債券	798,247	792,902	5,344
	国債	14,121	14,102	18
	地方債	79,580	79,413	167
	社債	704,544	699,386	5,158
	その他	682,494	657,848	24,646
	小 計	2,164,814	1,709,161	455,653
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	76,240	91,492	△15,251
	債券	921,583	930,211	△8,627
	国債	439,106	445,587	△6,480
	地方債	167,034	167,606	△571
	社債	315,441	317,017	△1,575
	その他	329,239	351,296	△22,057
	小 計	1,327,062	1,373,000	△45,937
合 計		3,491,877	3,082,161	409,715

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券 (自2019年4月1日至2020年3月31日)

該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自2019年4月1日至2020年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	39,258	19,752	761
債券	3,751,579	9,080	2,850
国債	3,601,203	8,367	2,850
地方債	56,309	169	—
社債	94,066	543	0
その他	2,205,882	34,886	32,718
合 計	5,996,719	63,719	36,330

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、8,664百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

（1 株当たり情報）

- | | |
|--------------------------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産 | 904円60銭 |
| 2. 1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益 | 66円27銭 |
| 3. 潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益 | 66円27銭 |

(ストック・オプション等関係)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1)ストック・オプションの内容

	株式会社関西みらいフィナンシャルグループ 第1回新株予約権 (注)
付与対象者の区分及び人数	株式会社みなと銀行取締役7名 (うち、社外取締役1名)、 株式会社みなと銀行執行役員12名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 72,522株
付与日	2018年4月1日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	2018年4月1日から2042年7月20日まで

	株式会社関西みらいフィナンシャルグループ 第2回新株予約権 (注)
付与対象者の区分及び人数	株式会社みなと銀行取締役7名 (うち、社外取締役1名)、 株式会社みなと銀行執行役員12名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 70,863株
付与日	2018年4月1日
権利確定条件	株式会社みなと銀行の取締役または執行役員 のいずれかの地位を喪失した時点
対象勤務期間	2013年6月27日から株式会社みなと銀行の 2013年度に関する定時株主総会終結時まで
権利行使期間	2018年4月1日から2043年7月19日まで

	株式会社関西みらいフィナンシャルグループ 第3回新株予約権 (注)
付与対象者の区分及び人数	株式会社みなと銀行取締役7名 (うち、社外取締役1名)、 株式会社みなと銀行執行役員16名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 67,071株
付与日	2018年4月1日
権利確定条件	株式会社みなと銀行の取締役または執行役員 のいずれかの地位を喪失した時点
対象勤務期間	2014年6月27日から株式会社みなと銀行の 2014年度に関する定時株主総会終結時まで
権利行使期間	2018年4月1日から2044年7月18日まで

	株式会社関西みらいフィナンシャルグループ 第4回新株予約権（注）
付与対象者の区分及び人数	株式会社みなと銀行取締役7名 （うち、社外取締役2名）、 株式会社みなと銀行執行役員17名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 46,215株
付与日	2018年4月1日
権利確定条件	株式会社みなと銀行の取締役または執行役員 のいずれかの地位を喪失した時点
対象勤務期間	2015年6月26日から株式会社みなと銀行の 2015年度に関する定時株主総会終結時まで
権利行使期間	2018年4月1日から2045年7月17日まで

	株式会社関西みらいフィナンシャルグループ 第5回新株予約権（注）
付与対象者の区分及び人数	株式会社みなと銀行取締役7名 （うち、社外取締役2名）、 株式会社みなと銀行執行役員17名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 87,690株
付与日	2018年4月1日
権利確定条件	株式会社みなと銀行の取締役または執行役員 のいずれかの地位を喪失した時点
対象勤務期間	2016年6月29日から株式会社みなと銀行の 2016年度に関する定時株主総会終結時まで
権利行使期間	2018年4月1日から2046年7月21日まで

	株式会社関西みらいフィナンシャルグループ 第6回新株予約権（注）
付与対象者の区分及び人数	株式会社みなと銀行取締役8名 （うち、社外取締役2名）、 株式会社みなと銀行執行役員19名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 72,048株
付与日	2018年4月1日
権利確定条件	株式会社みなと銀行の取締役または執行役員 のいずれかの地位を喪失した時点
対象勤務期間	2017年6月29日から株式会社みなと銀行の 2017年度に関する定時株主総会終結時まで
権利行使期間	2018年4月1日から2047年7月21日まで

（注）株式会社みなと銀行が付与していたストック・オプションに代えて、2018年4月1日に株式会社
関西みらいフィナンシャルグループが付与したものであります。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2020年3月期）において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① Stock・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利確定前 (株)						
前連結会計 年度末	5,925	4,977	15,405	22,278	46,215	47,163
付与	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	2,844	3,081	8,532	10,428
未確定残	5,925	4,977	12,561	19,197	37,683	36,735
権利確定後 (株)						
前連結会計 年度末	63,279	61,620	46,452	23,937	41,475	24,885
権利確定	—	—	2,844	3,081	8,532	10,428
権利行使	10,902	6,873	—	—	2,607	—
失効	—	—	—	—	—	—
未行使残	52,377	54,747	49,296	27,018	47,400	35,313

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利行使価 格 (円)	1	1	1	1	1	1
行使時平均 株価 (円)	530	404	—	—	375	—
付与日におけ る公正な評価 単価 (円)	556	700	763	1,303	645	840

個別注記表

<重要な会計方針>

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券：移動平均法による償却原価法により行っております。
- (2) 子会社株式：移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品：2年～20年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア：自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 投資損失引当金

投資損失引当金は、子会社への投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

- (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

- (3) 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、当社の役員への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、役員に対する報酬の支給見込額のうち、当事業年度までに発生していると認められる額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 連結納税制度の適用

当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

<追加情報>

従業員持株会支援信託 E S O P

当社は、中長期的な企業価値向上に係るインセンティブ付与を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引（従業員持株会支援信託 E S O P）を行っております。

(1) 取引の概要

当社がりそなホールディングス従業員持株会（以下「当社持株会」といいます。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇等により信託収益がある場合には、期間中に取得した株式数などに応じて受益者たる従業員に金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が一括して弁済することになります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、2,191百万円、3,922千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

2,091百万円

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

<貸借対照表に関する注記>

- 記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 41百万円
- 関係会社に対する短期金銭債権 294,035百万円
関係会社に対する長期金銭債権 24,500百万円
関係会社に対する短期金銭債務 229百万円
関係会社に対する長期金銭債務 147,091百万円
- 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸付金であります。

<損益計算書に関する注記>

- 記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 関係会社との取引高
営業収益 106,997百万円
営業費用 1,016百万円
営業取引以外の取引高 8百万円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

- 記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
普通株式	千株 7,296	千株 21,714	千株 2,392	千株 26,619	注

(注) 株式数の増加は、2019年5月10日開催の取締役会で決議された自己株式取得に基づく取得21,706千株及び単元未満株式の買取7千株であります。株式数の減少は、単元未満株式の処分0千株及び従業員持株会支援信託E S O Pが所有する当社株式の持株会への譲渡2,391千株であります。なお、当事業年度期首株式数及び当事業年度末株式数には、従業員持株会支援信託E S O Pが所有する当社株式がそれぞれ、6,314千株、3,922千株含まれております。

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式償却	517,434百万円
税務上の繰越欠損金 (注)	24,355百万円
投資損失引当金	505百万円
その他	202百万円
繰延税金資産小計	542,497百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△18,855百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△517,979百万円
評価性引当額小計	△536,835百万円
繰延税金資産合計	5,661百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金 (*)	6,055	18	185	79	70	17,945	24,355
評価性引当額	△556	△18	△185	△79	△70	△17,945	△18,855
繰延税金資産	5,499	－	－	－	－	－	5,499

(*) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

<関連当事者との取引に関する注記>

子会社等

種 類	会社等の 名称	議決権等の 所有（被所有） 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 りそな銀行	(所有) 直接 100.00%	経営管理 預金取引関係 金銭貸借関係 役員の兼任	当座預金の預入	51,902	現金及び 預金	66,930
				譲渡性預金 の預入	117,418	有価証券	101,000
				有価証券利息	3	未収収益	0
				資金の借入	－	1年内返済予定 の関係会社長期 借入金	145,000
						関係会社 長期借入金	2,091
				借入金利息	933	未払費用	228
子会社	株式会社 埼玉りそな銀行	(所有) 直接 100.00%	経営管理 預金取引関係 金銭貸借関係 役員の兼任	譲渡性預金 の預入	81	有価証券	30,000
				有価証券利息	0	未収収益	0
				資金の貸付	－	関係会社 長期貸付金	24,500
				貸付金利息	626	未収収益	1
子会社	株式会社 関西みらい銀行	(所有) 間接 100.00%	経営管理 預金取引関係	譲渡性預金 の預入	25,546	有価証券	50,000
				有価証券利息	1	未収収益	0

- (注) 1. 当座預金の預入及び譲渡性預金の預入の取引金額は当事業年度中の平均残高を記載しております。
2. 譲渡性預金については、主として期間1ヶ月の取引であり、利率は、取引期間に応じ、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。
3. 借入金については、無担保・期日一括返済方式によるものであり、利率は市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。
4. 貸付金は、劣後特約貸付金であり、利率は、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

<1株当たり情報に関する注記>

1. 1株当たり純資産 442円66銭
2. 1株当たり当期純利益 4円59銭

(注)「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」は潜在株式が存在しないため記載しておりません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月7日

株式会社 リそなホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	牧野あや子 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山口圭介 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	畑中健二 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リそなホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リそなホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月7日

株式会社 リそなホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	牧野あや子 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山口圭介 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	畑中建二 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リそなホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第19期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査委員会監査規程に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- ##### (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

株式会社りそなホールディングス 監査委員会

監査委員	佐貫葉子	㊞
監査委員	佐藤英彦	㊞
監査委員	馬場千晴	㊞
監査委員	磯野薫	㊞

(注) 監査委員佐貫葉子、佐藤英彦及び馬場千晴は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上